

あま市人権尊重のまちづくり行動計画

平成24年3月



あま市

はじめに

人権は、人が人として尊重され、社会において幸福な生活を営むために欠くことのできない権利であり、日本国憲法にも基本的人権として定められ、保障されています。

昭和23年（1948年）、国際連合において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と世界人権宣言が採択されました。これ以降、わが国では、すべての人の人権が尊重され、世界の恒久平和を念願する国際社会の一員として、国際連合において採択された国際人権規約など、多くの条約を締結し、あらゆる差別の解消に向けて、人権が尊重される世界の実現を目指した取り組みが進められてきました。

しかし、残念なことに、家庭、地域、学校、職場など、さまざまな局面において差別や人権侵害がなお存在していることは否めません。また、昨今は国際化、情報化等の進展にともない、人権に関する新たな問題も発生し、人権に関わる取り組みの重要性はますます高まっています。

そこで、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、人権を尊重することの重要性や、相手を思いやる心の大切さを市民一人ひとりに訴え、平和で心豊かな社会の実現に向けて取り組んでいかななくてはなりません。

本市においては、平等で公正な社会の実現を目指した「あま市人権尊重のまちづくり条例」を平成23年（2011年）12月より施行し、そしてこのほど、今後10年間の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、市民、事業者の皆様とともに、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指した市政を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画策定にあたり、ご指導をいただきました、あま市人権施策推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見などをいただきました市民の皆様から心から感謝とお礼を申し上げます。

平成24年3月

あま市長 村上 浩 司



目次

第1章 背景と経緯	1
1 世界の動き	1
2 国内の動き	2
3 あま市の動き	3
第2章 行動計画の基本的な考え方	5
1 人権とは	5
2 計画策定の目的と位置づけ	6
3 計画の実施期間	7
4 計画の基本理念	7
5 計画の基本目標	8
6 計画の体系	10
第3章 重点的に取り組む人権施策の推進	11
1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進	11
2 学校等における人権教育・啓発の推進	15
3 職場における人権教育・啓発の推進	18
4 人権擁護の推進	20
第4章 重要課題と取り組みの方向性	22
1 女性	22
2 子ども	26
3 高齢者	30
4 障がいのある人	34
5 同和問題	38
6 外国人	42
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	45
8 インターネットによる人権侵害	48
9 さまざまな人権問題	51
第5章 行動計画の推進	52
1 推進姿勢	52
2 推進体制	52
3 行動計画の進行管理	52

第1章 背景と経緯

1 世界の動き

(1) 人権の世紀へ

20世紀に人類は二度にわたり世界大戦を経験しました。第二次大戦後、多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした2つの大戦を反省し、昭和23年(1948年)12月10日、国際連合において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と謳った世界人権宣言が採択されました。

そして、このような背景を受け、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まり、21世紀は「人権の世紀」と言われています。

(2) 人権教育のための世界計画

国際連合は平成7年(1995年)から平成16年(2004年)の10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画を採択し、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であると位置づけました。また、各国に人権教育・啓発に係る活動に積極的に取り組むよう強く要請し、これを受けて、世界各国では人権に関する国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取り組みが進められています。この取り組みは平成17年(2005年)から開始された「人権教育のための世界計画」として受け継がれています。

(3) 人権に関する国際的な動向

国際的な動向	
昭和23年(1948年)	「世界人権宣言」採択
昭和40年(1965年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択
昭和41年(1966年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択
	「市民的及び政治的権利に関する国際規約」採択
昭和54年(1979年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択
平成元年(1989年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択
平成7年(1995年) ～16年(2004年)	「人権教育のための国連10年」
平成16年(2004年)	「人権教育のための世界計画」採択
平成22年(2010年)	「人権教育のための世界計画」第二段階に移行

2 国内の動き

(1) 人権に関する国の取り組み

昭和22年（1947年）に施行された日本国憲法では、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つが基本原則として定められています。

また、国際連合にて平成6年（1994年）に採択された、「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が平成7年（1995年）に設置され、平成9年（1997年）の7月に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画が策定されました。国内行動計画では「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、わが国において人権という普遍的文化を構築すること」を目的として、政府の果たす役割とともに、地方公共団体に対して、この行動計画の趣旨に沿ったさまざまな取り組みを展開することが期待されています。

さらに、国の地域改善対策協議会における平成8年（1996年）の意見具申では、「同和問題の早期解決に向けたこれまでの同和教育や啓発活動の成果や手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構成すべきである」と提言しています。

こうした情勢の下に、平成9年（1997年）3月に「人権擁護施策推進法」が施行され、この法律に基づき「人権擁護推進審議会」が設置されました。この審議会の答申において、地方公共団体においても、人権教育・啓発の実施主体として積極的な役割を果たすことが求められています。

こうした経過を踏まえ、平成12年（2000年）12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律は「人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生などの人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資すること」を目的としています。また、基本理念として「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に

じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」と示されています。国は、この基本理念に基づき、平成14年（2002年）3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進が図られることとなりました。

（2）人権に関する愛知県の取り組み

平成7年（1995年）12月県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されました。これを受け、県では、人権問題の解消のためには、行政を始め県民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要であるとの認識から、平成9年（1997年）12月5日に「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を自治体として全国に先駆けて行いました。また、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、平成11年（1999年）10月に知事を本部長とする「愛知県人権施策推進本部」を設置し、平成13年（2001年）2月には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定し、人権尊重の視点に立った行政が進められています。

3 あま市の動き

あま市（以下、「本市」という。）は、平成22年（2010年）3月22日に七宝町、美和町、甚目寺町の3町が合併して新たに誕生しました。

旧甚目寺町においては、平成11年（1999年）5月3日に「人権尊重の町」の宣言を行いました。また、平成13年（2001年）には平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に呼応する形で、「甚目寺町人権施策推進本部」を設置し、平成16年（2004年）3月に「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、人権に関するさまざまな施策に取り組んできました。

合併後、平成22年（2010年）3月には「あま市人権施策推進本部」を設置し、平成23年（2011年）1月に実施した「人権に関する市民意識調査」及び、同年12月に県内では初めて制定した「あま市人権尊重のまちづくり条例」を踏まえ、人権が尊重されるまちの実現に向けた取り組みを進めています。

人権に関するあま市の経緯	
平成11年（1999年） 5月3日	「人権尊重の町」宣言（甚目寺町）
平成13年（2001年） 11月	「甚目寺町人権施策推進本部」設置
平成15年（2003年） 1月	「人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町）
平成16年（2004年） 3月	「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」策定
平成22年（2010年） 1月 3月22日 3月	「人権に関する町民意識調査」実施（甚目寺町） 七宝町、美和町、甚目寺町の3町合併によりあま市が誕生 「あま市人権施策推進本部」設置
平成23年（2011年） 1月 4月 6月～7月 12月	「人権に関する市民意識調査」実施 「あま市人権施策推進懇話会」設置 人権尊重のまちづくり市民ワークショップ実施 「あま市人権尊重のまちづくり条例」制定、施行
平成24年（2012年） 1月	「あま市人権施策推進審議会」設置



第2章 行動計画の基本的な考え方

1 人権とは

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもので、日常の思いやりの心によって守られるものです。

しかし、私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わるさまざまな問題があり、さらには、情報化の進展など社会情勢の変化により、インターネットを悪用した中傷など、新たな課題も発生しています。

人権が尊重される社会の実現のためには、一人ひとりが人権問題を自分の問題として受け止め、あらゆる人の人権が平等に尊重され、お互いに認め合い、思いやり、助け合い、支え合って、自由な話し合いができる環境、即ち、社会生活において人間らしく生きるための環境を作り上げなければなりません。これは偏見や差別がなく、すべての人が幸せに暮らせる社会づくりに重要な要素となります。

市民一人ひとりに自尊心を育て、相手の痛みを共感し、権利と責任を自覚するなどの人権感覚を磨きながら、人権問題の早期解決へ向けた意欲と実践力を高めることが求められます。

人権教育とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及、及び広報努力」と国連行動計画の中で定義されています。これは、「学校や職業を通じての公的学習だけでなく、市民社会の諸機関、家族及びマスメディアを通じての非公的学習の双方において、すべての年齢層、すべての社会構成集団の男女による平等な参加を含むものとする」とされており、本市ではこの原則に則り、私たちにできることを市全体で取り組んでいくことを目指します。



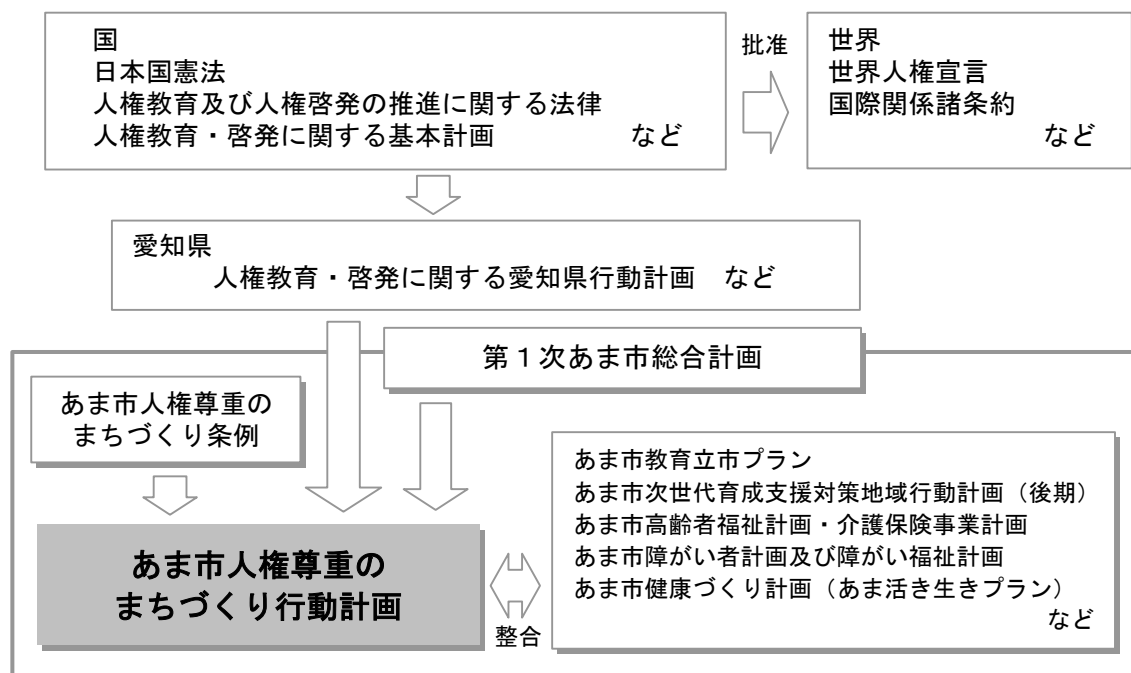
2 計画策定の目的と位置づけ

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者に対する偏見や差別など、多岐にわたる問題であり、旧甚目寺町では、平成16年（2004年）4月に「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、それぞれの分野で個別に取り組んできました。そして平成22年（2010年）3月の3町合併以降、本市においても旧甚目寺町の取り組みを引き継ぐこととなりました。

こうした経緯を踏まえて、本市では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え、各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、行政と市民が一体となって、家庭、地域、学校、職場など、さまざまな場における人権に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する必要があることから、このたび「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定するものです。

また、この計画は「第1次あま市総合計画」をはじめとして、本市が策定する他の計画や指針などとの整合を図り、市行政全般にわたり人権尊重の視点で施策を推進するための基盤となる計画とします。

図 計画の位置づけ



3 計画の実施期間

この計画は「第1次あま市総合計画」にあわせて、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間を計画の実施期間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の基本理念

私たち一人ひとりの人権は、すべての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは他の人の権利を侵害することもあります。

人は社会の中で、多くの人々とのつながりや相互依存によって生きており、すべての人々が平和で豊かな社会生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの違いを認め合い、思いやり、共に助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、人権を大切にできる豊かな感性を身につけ、思いやりにあふれた高い人権意識をもって行動していくことが大切です。

このように、一人ひとりが互いの人権を尊重することで、暮らしの中で喜びと生きがいを実感できる社会が実現されると考えます。

本市では「第1次あま市総合計画」において、「お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる」を目指しており、こうしたことを踏まえ、本計画では以下のとおり、「いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。」を基本理念に掲げ施策を推進します。

【基本理念】

いつでもどこでも人権が大切にされ、
誰もが喜びと生きがいを感じられる、
信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた
人権尊重のまちづくりを目指します。

5 計画の基本目標

基本理念を実現するため、5つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

① 自尊感情を持って生きる

自尊感情とは、自分がかげがえのない大切な存在であるという気持ちのことです。市民一人ひとりが、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして考え、誇りと自信をもっていきいきと生活できる社会が求められています。自分自身を尊ぶ精神を持つことではじめて、他の人も自分と同様に大切な存在であるということを理解することが可能となります。

誰もが多様な人生の可能性の中から、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、自分らしく生きるとともに、地域の中で自立して生活できる社会を目指します。

② 一人ひとりの人権を尊重する

人権の尊重とは、市民一人ひとりが多様な価値観や考え方に基づいて生活しているという現実の中で、お互いがそれぞれの生き方や個性を認め合っていくことです。

一人ひとりが自立した存在として尊厳が保たれ、個人の自由が確保された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる、偏見や差別のない地域づくりを推進します。

③ 人権感覚を醸成する

お互いの人権を認め合う社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、相手の人権についての鋭敏な感性を身につけていくことが大切です。そのため、家庭、地域、学校、職場など、さまざまな場を通じて、研修、普及、広報、情報提供など、多様な学習機会の提供の充実を図ることが重要です。

こうした取り組みを通じ、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしのなかに人権尊重の意識が定着していくよう、人権感覚の醸成を目指します。

④ みんなの協働による取り組み

市民一人ひとりの人権を擁護するためには、市民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、啓発活動から相談・支援まで、行政をはじめとして、人権擁護委員、民生委員・児童委員、学校、幼稚園・保育園、児童相談所、警察、各種相談機関や人権に関する問題に取り組む各種関係団体等が、互いに連携を強化していくことが重要です。

あらゆる人権問題は、すべての市民が協力して取り組むべき課題であるとの認識に立って、市民、事業所、行政の協働による人権尊重のまちづくりを推進します。

⑤ 共生社会をめざす

さまざまな人の存在を前提として、お互いの異なる考え方や生き方を認め合うことが人権尊重の基本です。地域の現状や課題を把握した上で、何を優先させるのかを市民の皆様の参画で選択していかなければなりません。市民と共に知恵を出し合い、それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら、共に生きていくことのできる社会が求められています。

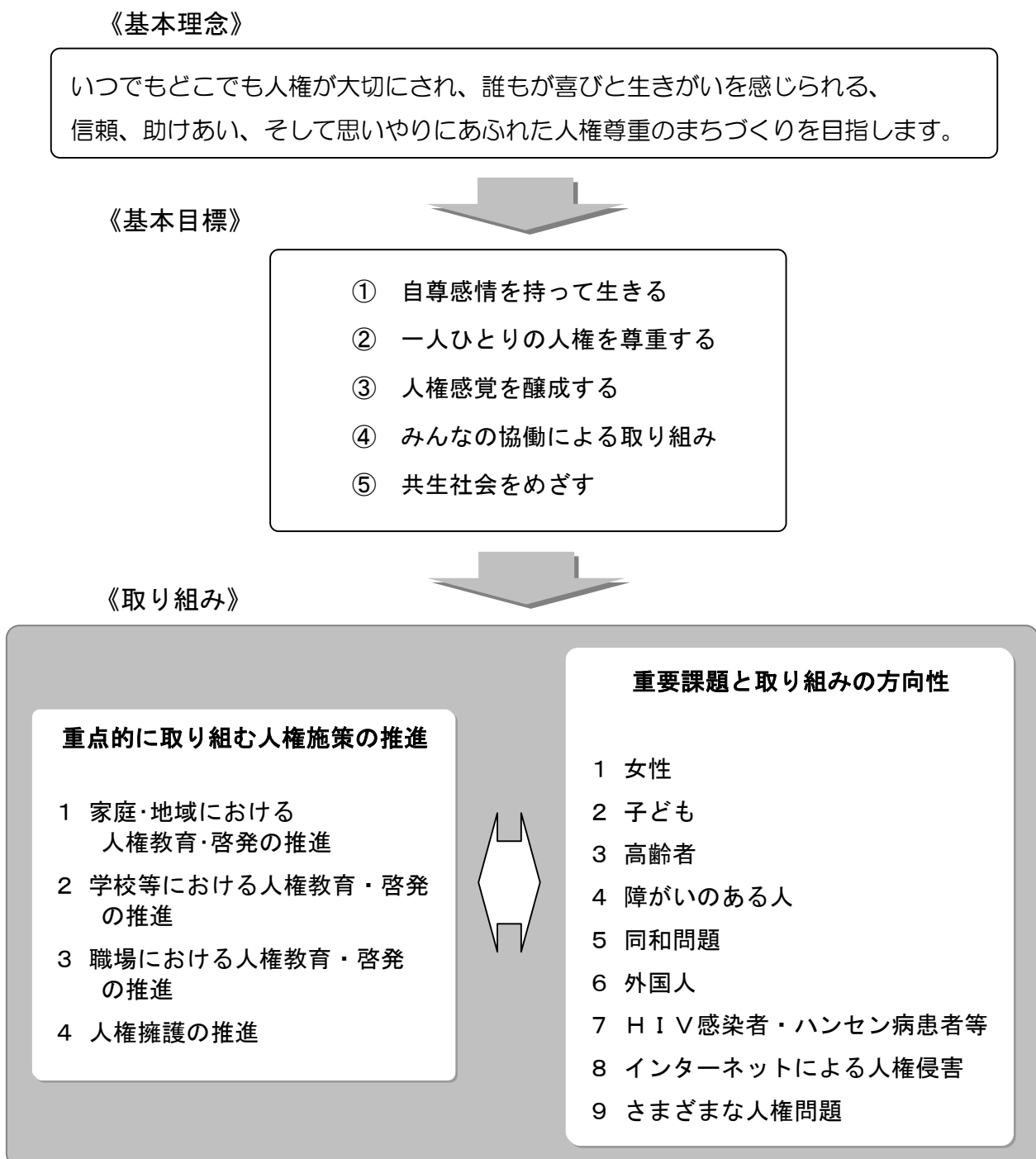
お互いがそれぞれの価値観・個性を尊重する、人権意識の高いまちを共に目指します。



6 計画の体系

あらゆる偏見や差別を解消し、市民、事業所、行政が一体となり、いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指し、5つの基本目標をもとに、重点的に取り組む人権施策の推進と、個々の重要課題への取り組みを展開します。

図 計画の体系



第3章 重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。その中でも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族のふれあいなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会ルールを教えていくことが大切です。

しかし、近年の核家族化の進行やひとり親家庭の増加、少子化や地域における絆の希薄化などに伴い、子育ての孤立化による親の育児不安など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

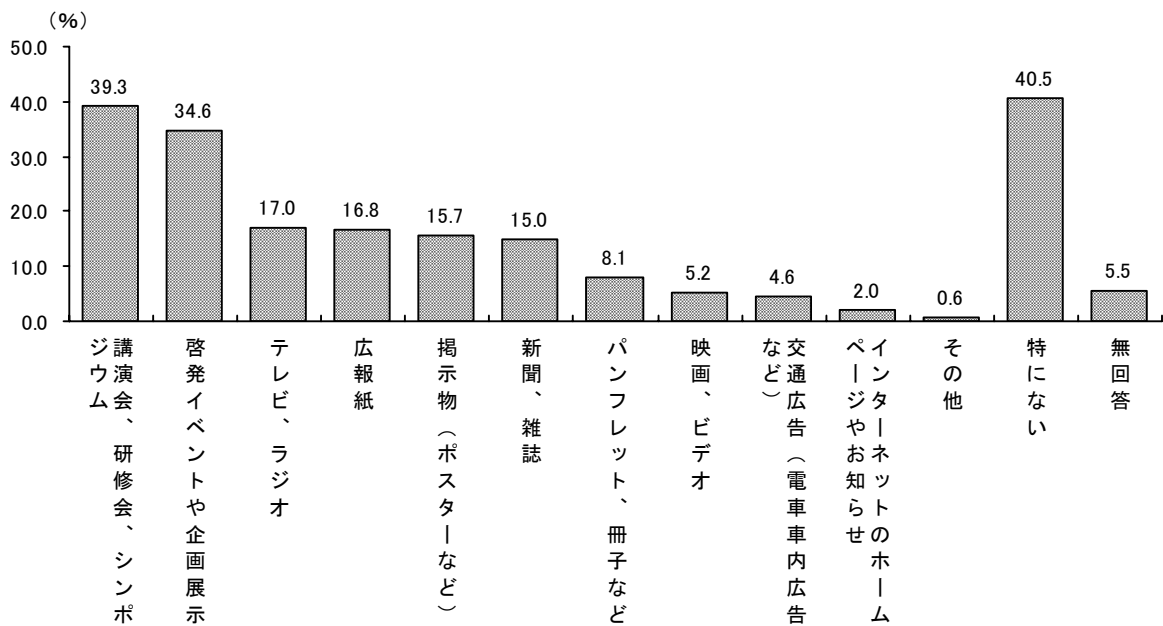
また、地域は、そこで生活する人々がさまざまな人権問題などについて理解を深め、その解消に向けて行動する場です。人権感覚や人権意識は、主として地域での日常のつきあいの中で培われるものです。

地域の中での活動を通して、人権問題を正しく理解し、自らの問題として受け止めるだけでなく、人権尊重の精神を日常生活に生かしていく人権感覚を醸成することが重要です。

しかし、本市における平成 22 年度人権に関する市民意識調査（以下、「市民意識調査」という。）によると、人権問題についての啓発活動への参加・認知状況については、「特にない」が 40.5%と最も高く、市民の関心の低さがうかがわれます。

このようなことから、人権に関する正しい知識と感覚を身に付け、また実践していくよう、家庭や地域における取り組みの充実を図り、生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であるという、個性を尊重する取り組みを推進する必要があります。そのために、家庭、地域、学校などと連携、協力して、人権尊重の意識啓発を推進するための環境づくりや地域住民相互の理解を深めるため、講演会や研修会など、人権教育・啓発の充実が必要です。

図. 人権問題についての啓発活動への参加・認知状況（複数回答）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 家庭における教育力の向上

家族がふれあい、豊かな心を育む温かい家庭をつくる家庭教育の充実を図るため、社会教育活動や研修などの啓発を推進します。

① 家庭における教育力を高めるための支援を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 家庭における教育力を高めるために、子育て教室等の充実を図るとともに、子育てサロンや父親の育児参加の促進を図ります。 家庭における男女共同参画を進めるために、講演会や研修会などの学習機会や情報の提供を行います。
〔主な担当課〕 人権推進課、子育て支援課、生涯学習課
② 家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。
<ul style="list-style-type: none"> 家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」の周知・啓発を図ります。 児童の健全育成の拠点施設である児童館を子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子がふれあう機会を充実します。 家族が絆を深め、地域住民との連帯感を醸成するため、町内会行事やスポーツ大会、夏まつり等の参加を啓発します。
〔主な担当課〕 人権推進課、子育て支援課、生涯学習課、企画政策課、産業振興課

③ 子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。

- すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て相談の充実を図ります。
- 子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実を図ります。
- 子育て支援事業及び介護保険事業に関する情報の提供、相談・助言を行います。

〔主な担当課〕 子育て支援課、高齢福祉課、健康推進課

(2) 地域における人権尊重の環境づくり

市民が人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、思いやりのある人権感覚を身につけることができるよう、さまざまな学習機会を提供し、人権教育・啓発を推進する指導者の養成とともに、家庭、地域、学校などと連携して人権尊重の環境づくりを推進します。

① 人権に関する基本的な知識や考え方の習得を推進します。

- 人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報や啓発パンフレット、ホームページなどの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民に対して人権啓発を推進します。
- 人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。

〔主な担当課〕 人権推進課、学校教育課、生涯学習課

② 身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。

- 人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。
- 体験型、参加型学習を取り入れるなどの効果的な学習方法を研究し、実施していきます。
- 偏見や差別のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図ります。

〔主な担当課〕 人権推進課、学校教育課、生涯学習課



③ 人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成を推進します。

- 人権に関する正しい学習や教育を行うことができるよう、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修・講座等を実施します。
- 専門機関や関係機関、関係団体などとのネットワークを構築します。

〔主な担当課〕 人権推進課、学校教育課

④ 家庭、地域、学校との連携・協力の強化を図ります。

- 家庭、地域、学校と連携・協力し、市民が地域でのふれあいと支え合いを深め、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。
- 地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支え合いの意識の向上を図ります。
- 参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。
- 人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。

〔主な担当課〕 人権推進課、学校教育課、生涯学習課



2 学校等における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校教育は大変重要です。特に、児童生徒等の発達段階に対応し、それぞれの実態に即した創意に富んだ教育を行うことが大切です。

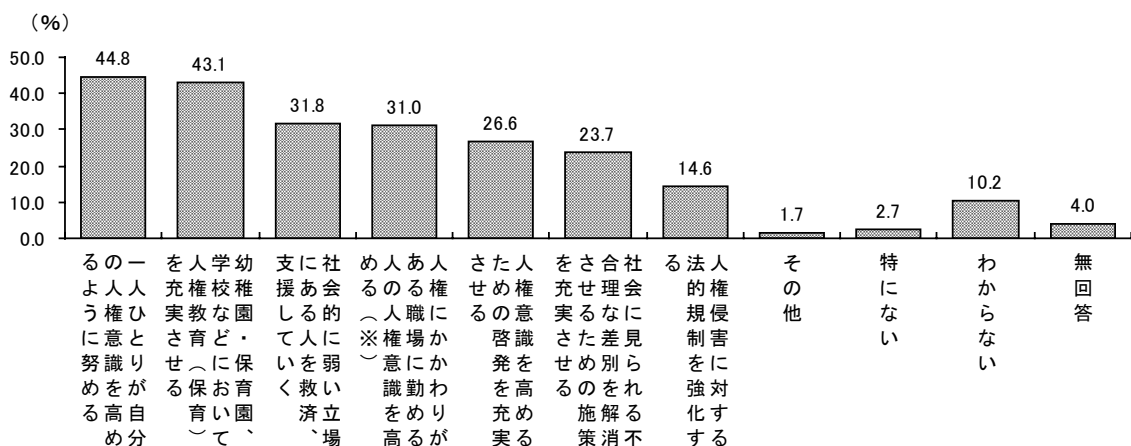
幼児期は人間形成の基礎となる大切な時期であり、生命の大切さに気づかせ、他人に対する思いやりの心を育むように努めることが大切です。

小学校・中学校においては児童生徒一人ひとりが、お互いの個性と人格を認めあい、他人の痛みを理解する心を育むとともに、責任感や自立心を培うことが重要です。

市民意識調査によると、人権が尊重される社会実現に向けた取り組みとして、「一人ひとりが自分の人権意識を高めるように努める」と「幼稚園・保育園、学校などにおいて人権教育（保育）を充実させる」がともに 40%を超え、人権尊重の精神を育むため、一人ひとりの人権意識に働きかけるとともに、就学前教育や学校教育という学齢期における人権教育（保育）の重要性が、市民より求められています。

そのため、人権教育（保育）を行う教職員や保育士の資質を向上させるとともに、子どもたちが社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることができるように、家庭、地域との連携・協力が必要となっています。

図. 人権が尊重される社会実現に向けた必要と思う取り組み（複数回答）



※行政職員、教職員、医療・福祉関係者、警察官、消防士など

資料：平成 22 年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実

生命の尊さや価値を知り、他人への思いやりや人権を尊重できる心豊かな子どもたちを育てるため、また、生活の中で人権尊重の精神を生かすことができる判断力・実践力を養うため、あらゆる教育活動において人権教育を推進します。

① 就学前教育の充実を図ります。

- 子どもや親が人権尊重意識を高めるようにするために、交流や体験を通して人権尊重の精神の基礎を築くよう、努めます。
- 幼稚園、保育園においては、幼児の発達の特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くよう、努めます。

〔主な担当課〕 子育て支援課、学校教育課

② 学校教育の充実を図ります。

- 児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身につけるよう、人権教育の充実に努めます。
- あま市小中学校人権教育研究会の支援や、各学校における人権教育の内容・方法などを取り入れた心の教育の充実に努めます。
- 児童生徒等の発達段階に対応し、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育を充実します。

〔主な担当課〕 学校教育課

③ 児童生徒に対する相談体制の整備を図ります。

- 不登校児童生徒等に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うために、教育相談センターの充実に努めます。

〔主な担当課〕 学校教育課



(2) 教職員・保育士の資質向上を図る研修の充実

学校等における人権教育・啓発を推進する教職員・保育士が人権について理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけることが不可欠であり、指導力向上のための職員研修や人権に関する学習機会の充実を図ります。

① 教職員・保育士の指導力の向上を図ります。

- ・教職員・保育士の資質や力量の向上を図るために、教育アドバイザーの派遣や教員研修の充実を図ります。
- ・今後の定年退職者増加に対応し、若い教職員・保育士の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。
- ・研修などを通じて、教職員・保育士の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。

〔主な担当課〕 学校教育課、子育て支援課

(3) 家庭・地域との連携強化

学校等における人権教育・啓発を効果的に推進するため、家庭・地域との情報を交換し、人権教育・啓発活動に一体となって取り組めるよう、連携の強化を図ります。

① 家庭・地域との連携・協力の強化を図ります。

- ・教育委員会で人材バンクを設置し、地域の人材を登録していただき、各学校において地域人材活用を促進します。
- ・子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。
- ・子どもの人権を守るため、小中学校のいじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導について、関係機関との情報交換・連携を図ります。

〔主な担当課〕 学校教育課、産業振興課



3 職場における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

企業等の事業所は、その事業活動を通して地域と深い関わりを持っています。そのため、事業活動や職場生活全般において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが大切です。

企業等の社会的責任として、男女共同参画社会の実現、差別のない社会的活動は不可欠なものとなっています。また、職員採用時における差別や、職場でのセクシュアル・ハラスメントなどの問題が起きないように、人権に配慮した適切な対応が求められています。

また、市役所においても、市民の模範となるべく、人権教育及び啓発を推進するために、すべての職員が人権尊重の理念について理解し、常に人権尊重の視点から自ら担当する事務・事業等を見直していくことが重要です。

【取り組みの方向性】

(1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実

人権問題解決の社会的役割と責任を果たすため、企業等の主体的な人権教育・啓発を支援します。

① 企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。

- ・企業等に対して研修教材としてのリーフレットなどの作成及び配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。
- ・人権尊重の考え方から、事業所や市民に対して、個人情報保護や情報管理に関する啓発を行います。

〔主な担当課〕 人権推進課、産業振興課

(2) 雇用の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境を整備するよう、企業に対する法制度の周知を図るとともに、企業等における人権意識の高揚を図るための啓発を充実します。

① 雇用や就労の場における均等な機会と待遇の確保を推進します。

- 企業等における人材の採用にあたっては、個人の能力と適正に基づく公正な採用選考の確立を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、周知徹底に努めます。
- 就労の場における男女共同参画を推進するため、企業等事業所に対して「男女雇用機会均等法」などの周知を図ります。

〔主な担当課〕 人権推進課、産業振興課

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、一般行政職員や教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者は、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められます。特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する者に対して、研修等による人権教育・啓発の充実に努めます。

① 市職員に対する人権教育・啓発を充実します。

- 市民の模範となるべき市職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき人権感覚を身につけられるよう、研修や学習機会を一層充実します。
- より高い人権意識を持って職務に従事できるよう、市職員の講演会などへの参加促進を図り、市民に対して人権尊重を基本とする接遇・市民サービスの提供や個人情報保護の徹底を図ります。

〔主な担当課〕 人権推進課、関係各課

② 教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。

- 教職員・保育士が人権尊重に対する理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していくために、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

〔主な担当課〕 学校教育課、子育て支援課

③ 福祉関係者、保健・医療関係者に対する人権教育・啓発を充実します。

- 福祉関係、保健・医療関係の業務に従事する者に対して、個人情報や虐待防止など人間の尊厳に対する認識を深められるよう、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

〔主な担当課〕 社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、保険医療課、健康推進課、市民病院事務局

4 人権擁護の推進

【現状と課題】

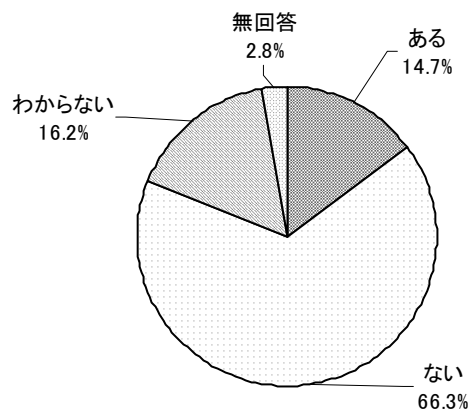
市行政の業務の遂行にあたり、市民からの申請や届出などにより、多くの個人情報収集、利用、管理されています。実際の情報管理は、職員一人ひとりの個人情報の重要性に関する認識が不可欠であることから、職員への個人情報保護制度の周知や個人情報保護に向けた仕組みが求められています。

また、本市では、市民のさまざまな悩みや相談に対応するために、人権相談、こまりごと相談、女性相談、教育相談などの窓口を設けて、それぞれ相談を行っているほか、各担当窓口においても相談の受付を行っています。

しかし、市民意識調査によると、この10年間の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがある人が14.7%という結果となっています。

このようなことから、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを実現するため、市民が気軽に相談しやすい窓口を設置するとともに、さまざまな人権問題に対する相談体制の専門性を高める必要があります。

図. この10年間の間に、自分の人権が侵害されたと思ったこと



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査



【取り組みの方向性】

(1) 個人情報保護の体制強化

市民の個人情報の適正な収集、利用、管理などを徹底するため、市職員の意識向上や個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

① 市職員の個人情報の取扱いに対するモラル向上に努めます。

- ・市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。
- ・個人情報の適切な管理体制や、個人情報に関する業務を適切に遂行できるよう、個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

〔主な担当課〕 人権推進課、総務課、関係各課

(2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

さまざまな人権問題に対する悩みや差別の解消に向けて、市民が相談やサービスを利用しやすくなるよう、相談・支援体制を充実します。

① さまざまな人権問題に対する相談・支援体制を充実します。

- ・市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。
- ・女性や子どもに関する相談や高齢者・障がいのある人の権利擁護に関わる相談など、それぞれの分野別での相談窓口の充実に向け、相談員の資質向上と相談関係機関との連携を図ります。
- ・DVなどの暴力や虐待の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し、相談や一時保護、自立支援などの被害者への支援に取り組みます。
- ・虐待を発見した場合の通報義務について、周知と啓発を行うとともに、虐待対応マニュアルを作成し、関係機関との連携による迅速な対応ができる体制を整えます。
- ・専門機関や関係機関、関係団体などと、あま市虐待等防止ネットワーク協議会のネットワークによる効果的かつ効率的な相談体制の構築を進めます。
- ・多様な人権問題に対して、人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発活動を充実します。

〔主な担当課〕 人権推進課、高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課、関係各課



第4章 重要課題と取り組みの方向性

1 女性

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法では定義されています。

しかし、市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題については、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」(56.1%)、「職場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)」(46.0%)と、回答した人の割合が4割を超えているなど、仕事と家庭の両立のための社会環境の整備や、男女が共に不平等感を持たない雇用に向けた取り組みや支援とともに、固定的な性別役割分担意識を払拭することが必要とされています。

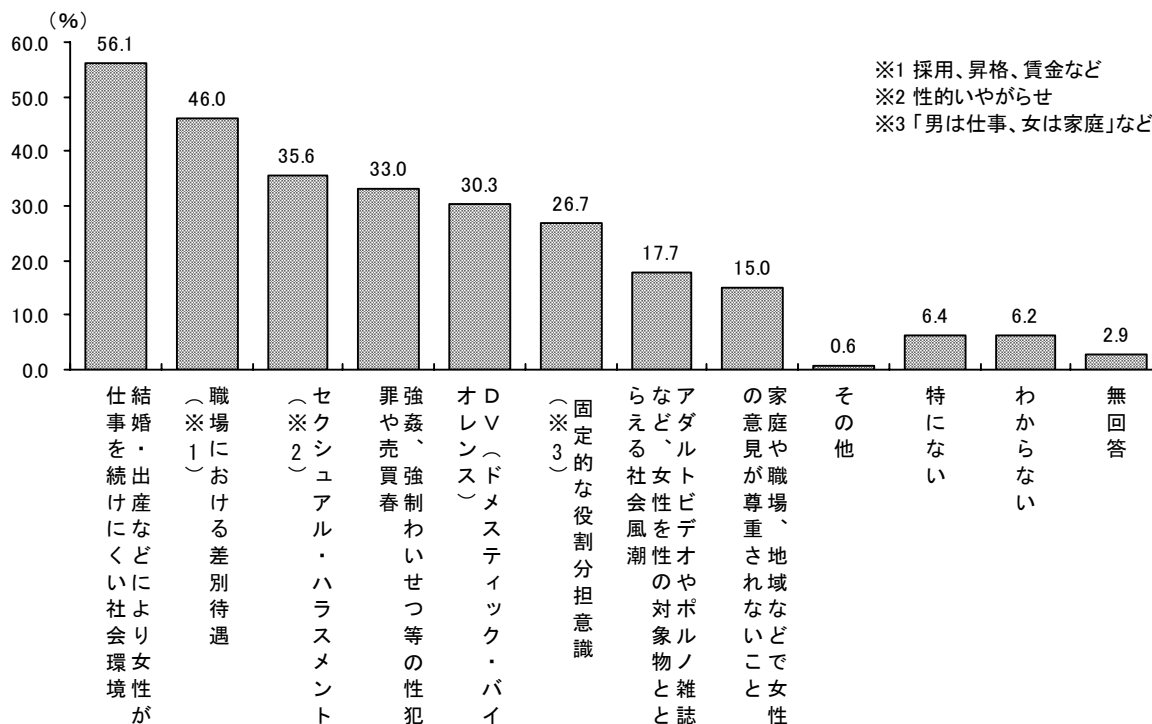
また、DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為等は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性です。その背景には経済力の格差、上下関係、固定的な性別役割分担意識に根ざした社会構造の問題があります。

今後は、「あま市男女共同参画推進条例」(平成23年度(2011年度)制定)に基づき、家庭はもとより社会全般において性別による差別を解消し、男女が共に心豊かに生き生きと生活し、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めていく必要があります。

【市民ワークショップからの意見】

- ・社会生活の最小単位である家庭における男女共同参画の実践が強く求められました。
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメントについての悩みを抱え込んでいる女性に対する支援の重要性が問われました。

図. 女性に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画や男女平等の意識の高揚に向けて、生涯にわたる学習及び啓発の充実を図ります。

① 男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発を推進します。

- ・「あま市男女共同参画推進条例」の周知を図ります。
- ・男女共同参画が生活の中に定着するために「男女共同参画週間・月間」などの取り組みを広報紙、パンフレット、ホームページなどの各種媒体により啓発します。
- ・男女共同参画・男女平等を推進する講座やセミナーなど、さまざまな学習機会の提供に努め、市民への啓発を促進します。
- ・家庭、地域、学校などの中で、固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成を図れるよう、啓発活動を推進します。

〔主な担当課〕人権推進課、関係各課

(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）への啓発とともに、女性の職業能力開発・就労継続への支援など、女性の人権が尊重され、男女が共に働きやすい環境づくりを推進します。

① 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進します。

- ・仕事と家庭生活の両立のための支援体制の整備、関係法制度などの広報・啓発、情報提供などについて、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。
- ・仕事と家庭生活の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実や、一時預かり、延長保育を充実します。

〔主な担当課〕 人権推進課、子育て支援課、産業振興課

(3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に関する啓発活動を促進するとともに、被害者の支援や保護の充実を図ります。

① 女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発します。

- ・DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

〔主な担当課〕 人権推進課、関係各課

② 女性に対する暴力の被害者支援を充実します。

- ・女性相談員を中心に、被害者の相談・一時保護・自立支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。
- ・被害者の状況に応じて迅速に対応できるよう、関係機関と連携を図り、支援体制の整備充実に努めます。

〔主な担当課〕 人権推進課、関係各課

(4) 女性のエンパワメント

男女共同参画によるまちづくりを推進していくため、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。

① 意思決定機関への女性の参画を促進します。

- ・ 審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。
- ・ 男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じ、意識啓発に努めるとともに、地域活動などの意思決定機関への女性の参画、女性リーダーの育成の促進を図ります。

〔主な担当課〕 人権推進課、関係各課

(5) 生涯を通じた健康支援

各ライフステージに応じた健康づくりへの支援や相談、各種検診等の充実を図り、生涯を通じて心身ともに健康に過ごせるよう、必要な支援を推進します。

① 心とからだの健康づくりを支援します。

- ・ 男女が互いの性差を理解し、健康に過ごすことができるよう、それぞれ特有の病気や健康状態に関する情報提供を行います。
- ・ 健康な食生活や食育、がん予防に関する生活習慣改善のための知識の普及・啓発を行うとともに、健康教室・健康相談事業等を充実します。

〔主な担当課〕 人権推進課、健康推進課

② 性差を踏まえた健康づくりを支援します。

- ・ 女性は妊娠や出産に伴う健康上の問題等、男性と異なる健康上の問題に直面することに留意し、その不安を少しでも取り除くための相談、指導体制を充実します。
- ・ 女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・治療につなげるため、適切な知識やがん検診の必要性について情報提供、普及啓発を図ります。

〔主な担当課〕 人権推進課、健康推進課



2 子ども

【現状と課題】

現在、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、共働き家庭の増加、地域の子育て機能の低下、インターネットや携帯電話の普及などにより、著しく変化しています。

こうした中で、児童虐待、いじめなどの人権侵害や、不登校、ひきこもりなどの子どもをめぐる問題が深刻化しています。さらに、有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもを取り巻く環境をますます悪化させています。

我が国においては「児童の権利に関する条約」を批准し、さらに「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や「児童虐待の防止等に関する法律」など、子どもの権利を守るための制度の整備が進められてきました。

市民意識調査によると、子どもに関する人権上の問題については、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」（82.9%）、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」（62.1%）、「インターネット（パソコンや携帯電話）を使ってのいじめ」（47.5%）が上位に挙げられ、児童虐待やいじめが課題となっています。

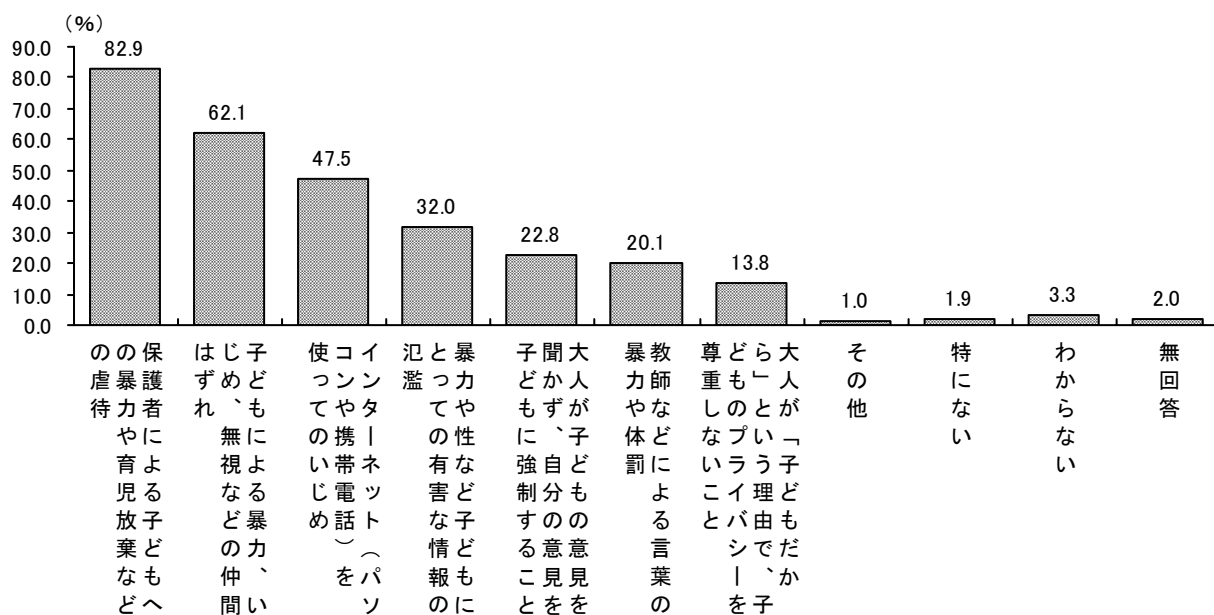
このような状況の中、子どもも一人の人間であるということを認識し、その意見や気持ちを尊重しながら、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな悩みに答えることのできる組織・支援体制の充実が重要となっています。

子どもは権利の主体であり、大人と共に社会を構成するパートナーです。「あま市次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」（平成23年度（2011年度）策定）に基づき、子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの人権を守るために、家庭、地域、学校などと連携した全体的な取り組みが必要とされています。

【市民ワークショップからの意見】

- ・「あま市の子どもへの見守り隊はボランティアで構成されており、めずらしい」などの、子どもと地域のつながりを大切にすることの重要性が指摘されています。

図. 子どもに関する人権上の問題について（複数回答）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 子どもの権利に関する意識の向上

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるよう、子どもの権利に関する意識を広く市民に啓発していくとともに、子ども自身の人権意識の向上を図ります。

① 子どもの権利に関する意識の啓発を推進します。

- ・子どもが権利の主体として尊重されるよう、市民に「子どもの権利条約」の趣旨を周知徹底し、啓発活動を推進します。
- ・「児童福祉週間」など、家族がふれあう機会を啓発します。
- ・子育て中の親への情報提供や、就学中の子どもを持つ親を対象とした学習講座など、子どもの人権に関する学習機会を充実します。
- ・子どもの権利を尊重するため、子どもが社会や行政に参画し、その意見を活かす機会の提供に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、子育て支援課、学校教育課



(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの成長過程に応じた適切な子育てを保護者が行うことができるように支援し、子どもの豊かな人間性を育み、健やかに育つ環境づくりを推進します。

① 子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

- 子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。
- 子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を推進します。
- ボランティア活動等、地域への参加活動や自然体験活動の場を提供し、さまざまな体験と出会いの中で、社会の一員としての自覚を促し、子どもの健全育成に努めます。
- 障がい児を抱える家族の負担を軽減し、健やかな子どもの成長を支援するために、障がい児教育や保育をはじめ、外部等人材の協力による子育て支援を充実します。

〔主な担当課〕 子育て支援課、学校教育課、生涯学習課

(3) 人権教育（保育）の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であるため、子どもの発達段階における人権教育（保育）を推進するとともに、子育て家庭に対する相談・助言を行います。また、子どもの幸せを第一に考えた子育て支援を充実します。

① 人権教育（保育）を推進します。

- 保育所保育指針に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切に作る心を育てる保育」の推進に努めます。
- 保育士が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育士の研修への参加などを図り、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営に生かすように努めます。

〔主な担当課〕 子育て支援課



② 子どもの人権を尊重する子育て支援を充実します。

- 子育て支援事業に関する情報の提供及び相談・助言を行います。
- 子どもの幸せを第一に考え、子育て支援サービス及び保育サービスの利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえたサービス提供体制の整備を行います。

〔主な担当課〕 子育て支援課

(4) 児童虐待の根絶と被害児童支援

児童虐待やいじめ、暴力などの防止に努め、関係機関との連携を図り、これらの問題の早期発見、早期解決に向けた体制づくりを進めます。

① 児童虐待の防止への取り組みを推進します。

- 「児童虐待防止法」など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行います。
- 児童虐待を防止するため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、保健・医療・福祉・学校・警察等の関係機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応し、さらに被虐待児童の適切な保護や家族再統合支援に至るまでの総合的、組織的な体制を推進します。

〔主な担当課〕 子育て支援課、関係各課

② いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制を充実します。

- スクールカウンセラーの配置、教育相談センターをはじめとする取り組みにより、いじめや暴力、不登校などの問題について家庭・地域と共に考え、話し合う機会を提供します。
- 引きこもりや不登校への対応については、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関との連携に努めます。

〔主な担当課〕 学校教育課、関係各課



3 高齢者

【現状と課題】

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の5人に1人が65歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化が急速に進展する中、高い就業意欲を有する高齢者が、培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることが重要となっています。そのため、団塊の世代をはじめ高齢者の能力を地域で活かす取り組みが求められています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの、高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

本市では「あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（平成23年度（2011年度）策定）に基づき、介護予防の推進、認知症や高齢者虐待への対応等の権利擁護、団塊の世代など高齢者の能力を地域で活かす生きがいつくりの推進などを柱に、高齢者の人権を尊重した施策に取り組んでいます。

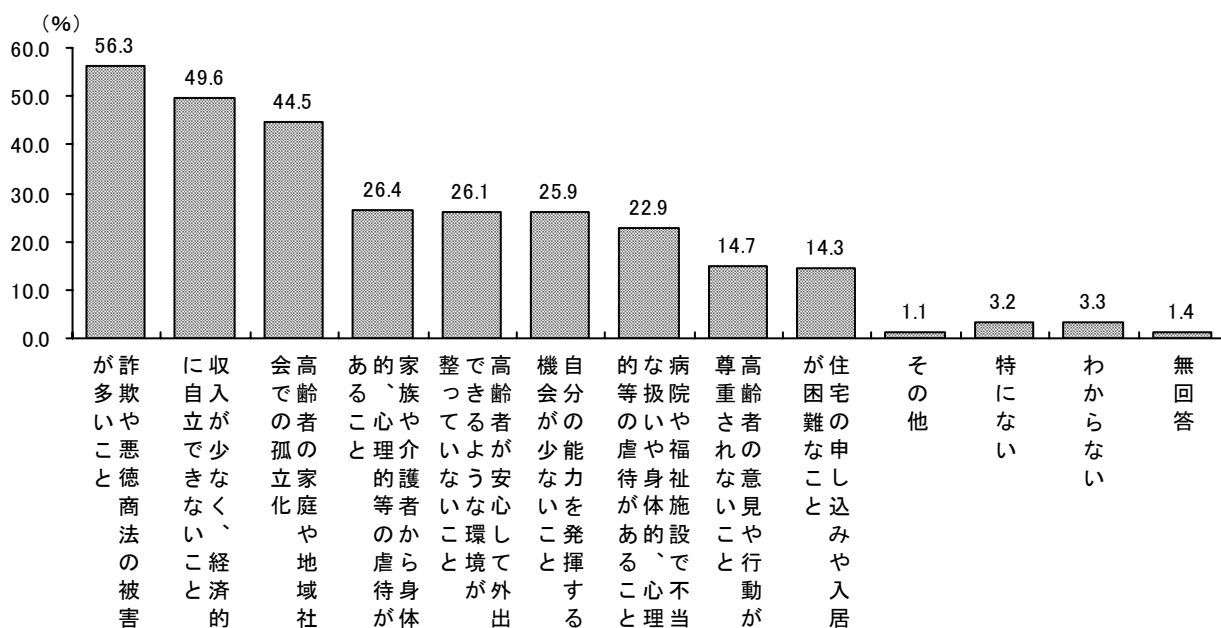
市民意識調査によると、高齢者に関する人権上の問題については、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」（56.3%）、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」（49.6%）、「高齢者の家庭や地域社会での孤立化」（44.5%）が上位に挙げられ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らすことのできる地域社会を形成するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用など、高齢者の権利擁護を促進するとともに、地域の高齢者の見守り、住民相互の支え合いが求められています。

【市民ワークショップからの意見】

- ・高齢者が安心・安全に暮らせることが重要であり、そのために高齢者の居場所や集いの場を設けるとともに、自由に移動でき、必要な支援を受けることができる環境整備が求められました。

図. 高齢者に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 高齢者に対する理解の普及

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者自身も社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、人権尊重の意識の普及や高揚を図るための啓発活動を充実します。

① 高齢者や高齢化への理解を深めるための啓発活動を充実します。

- ・市民が高齢者の人権や高齢化についての理解を深めるために、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、ボランティア、市民活動団体とともにパンフレットなどによる啓発を充実します。
- ・認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に対する理解を高めるよう、啓発活動を実施します。
- ・子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。

〔主な担当課〕人権推進課、高齢福祉課

(2) 安心して暮らすための支援

高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位の福祉・介護サービスの充実を図ります。

① 利用者本位の福祉・介護サービスの提供を充実します。

- ・高齢者を介護・福祉・保健・医療などさまざまな面から支えるため、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアなどによるネットワークを構築し連携を図ります。
- ・高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供するとともに、介護を担っている家族に総合的な支援を図ります。
- ・高齢者世帯等の見守り活動をはじめ、高齢者のための地域に根ざした支援を進めます。

〔主な担当課〕 高齢福祉課、保険医療課、健康推進課

(3) 高齢者の生きがい活動への支援

多くの高齢者が生きがいを見出し、生きがいのある生活を持続することができるよう、住み慣れた地域で、さまざまな分野で活躍できる場所及び機会を提供します。

① 地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援します。

- ・高齢者が培ってきた経験や知識、能力を発揮し、社会参加できる環境づくりを進めるため、高齢者の学習機会及びボランティアなどの活躍の機会を充実します。
- ・老人福祉センター、公民館など身近な場所での高齢者を対象とした生涯学習の場を確保し、地域にあわせた活動や交流ができるよう支援します。
- ・高齢者が生きがいのある充実した生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動や各種講座の開催など、生涯を通じて学習できる機会を充実します。

〔主な担当課〕 高齢福祉課、生涯学習課

(4) 権利擁護の充実

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの構築、成年後見制度についての情報提供など、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行います。

① 高齢者に対する権利擁護についての情報提供を充実します。

- ・認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために、成年後見制度、日常生活自立支援事業など、社会福祉協議会と連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めます。
- ・高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。

〔主な担当課〕 人権推進課、高齢福祉課

② 高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。

- 地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を、社会福祉協議会と連携し充実します。
- 高齢者に関する詐欺や悪徳商法などに関する消費者相談体制を充実します。

〔主な担当課〕 人権推進課、高齢福祉課、産業振興課

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、安全で快適に生活ができるまちづくりを進めます。

① 高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

- 高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物・道路などの整備を促進し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

〔主な担当課〕 都市計画課



4 障がいのある人

【現状と課題】

我が国では、「障がいのある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」という「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとする障がい者施策を進めてきました。

平成23年（2011年）8月に施行された「障害者基本法の一部を改正する法律」においても、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明記されています。また、平成23年（2011年）6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成24年（2012年）10月から施行されます。

しかし、障がいのある人のアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障がいのある人に対する国民の理解や配慮はいまだ十分とはいえません。

本市では「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画」（平成23年度（2011年度）策定）に基づき、「ともにあゆむ自立支援社会」の構築を目標に、障がいのある人の地域での自立と社会参加の実現を目指して、障がい者支援に取り組んでいます。

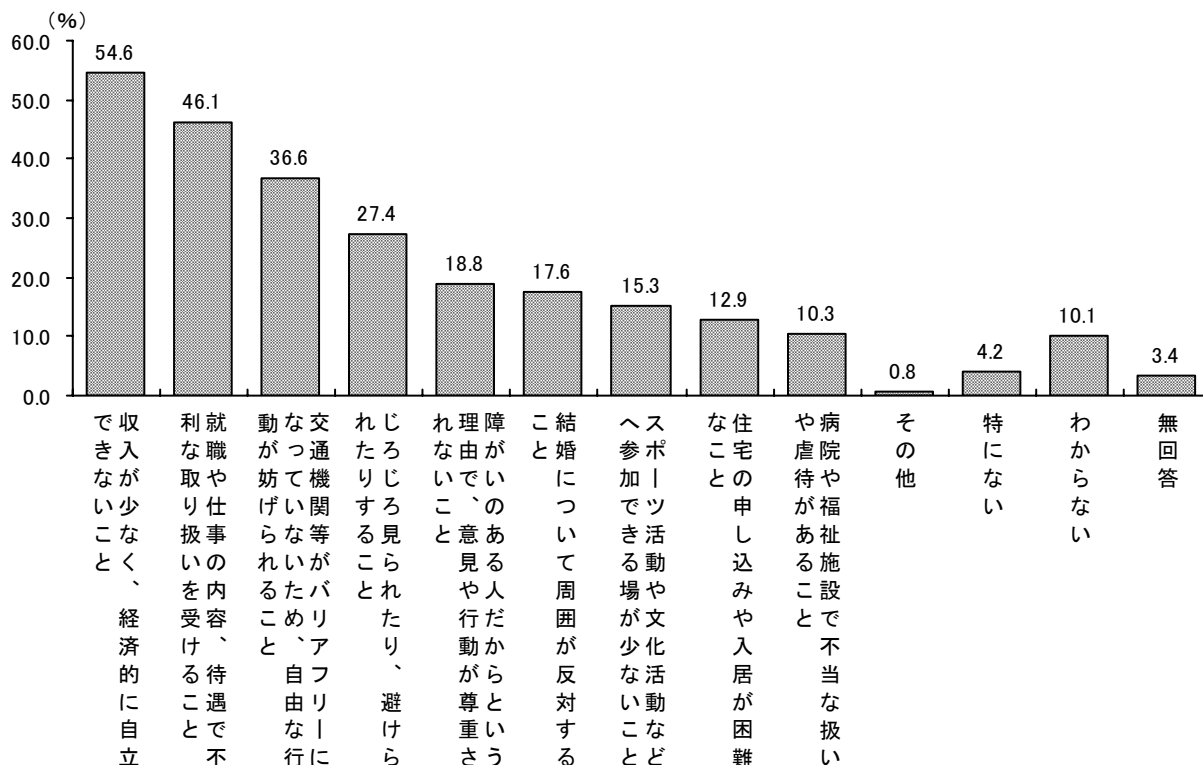
市民意識調査によると、障がいのある人に関する人権上の問題については、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」（54.6%）、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」（46.1%）、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」（36.6%）が上位に挙げられ、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりが課題となっています。

こうした中で、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、行政の制度だけでなく、地域住民や当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア、自治会などが協力して行う地域の支え合いが重要です。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識を深める必要があります。

【市民ワークショップからの意見】

- ・障がいのある人が地域での生活や就労に向けた支援を強化するためには、特に障がいに対する理解を深めることの重要性が指摘されています。

図. 障がいのある人に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 障がいのある人に対する理解の普及

障がいのある人の自立と社会参加を推進し、ノーマライゼーションの理念を実現するために、障がいのある人に対する理解の普及・啓発を推進します。

① 障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を推進します。

- ・障がいのある人の人権について理解を深めるため、広報紙、パンフレットなどを通じて、市民への啓発を充実します。
- ・障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。
- ・障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。

〔主な担当課〕人権推進課、社会福祉課

② 障がいのある人との交流や体験を通じて、障がいのある人に対する理解を深めます。

- 障がいのある人に対する理解を深めるために、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や体験活動など、交流、ふれあいの機会を充実します。
- 障がいのある幼児との統合保育等を通じ、ともに遊び、学ぶ機会の拡充や、学校教育において福祉実践教室の実施や福祉施設との交流機会の充実を図ります。

〔主な担当課〕社会福祉課、子育て支援課、学校教育課

(2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援

障がいのある人の地域における自立・社会参加において、雇用・就労、文化、スポーツ・レクリエーション活動は重要であり、障がいのある人の特性に応じた体制及び支援を行います。

① 障がいのある人が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。

- 障がい者雇用の理解促進のため、企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知を図ります。
- 障がいのある人が適切な職業に従事することができるよう、職業訓練・就業斡旋のため、障がい者施設やハローワークとの連携を図ります。
- 障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労できるよう、関係機関と連携して支援します。
- 障がいのある人が、生きがいや社会意識を持って働くことができるよう、障がいの特性に応じた働き方を支援します。

〔主な担当課〕人権推進課、社会福祉課

② 障がいのある人の社会参加の機会の提供を支援します。

- 障がいのある人の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳などの派遣、声の広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実を図ります。
- 文化、スポーツ・レクリエーション活動においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人の特性と興味に応じて参加できる機会や場の提供を支援します。

〔主な担当課〕社会福祉課、生涯学習課

(3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの自己実現に資するよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場の充実を図ります。

① 未就学児、就学児、学校等卒業後の活動の場の確保に努めます。

- 就園前や就園できない子どもを対象とした親子通園事業や、未就学児を対象とした児童デイサービス（児童発達支援事業）を活用して、療育支援や発達支援を実施します。
- 学校や特別支援学級における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高める教育を推進します。
- 就学児を対象とした児童デイサービス（放課後等デイサービス）や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、障がいのある児童生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。
- 地域活動支援センターを活用し、障がいのある人が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。

〔主な担当課〕社会福祉課、子育て支援課、学校教育課

(4) 権利擁護の充実

障がいのある人が、人としての尊厳をもって生きることができるよう、権利擁護についての啓発活動を推進し、障がいによる差別や虐待防止についての取り組みを充実します。

① 障がいのある人に対する権利擁護についての情報提供を充実します。

- 障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、障がいのある人が利用しやすい人権相談体制を充実します。
- 相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や実施体制を整備します。
- 障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実及び周知と啓発に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、社会福祉課

(5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、安全で快適に生活ができるまちづくりを進めます。

① 障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

- 障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

〔主な担当課〕都市計画課

5 同和問題

【現状と課題】

日本社会における歴史の過程の中で形成された部落差別は、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。

昭和40年（1965年）、国の同和对策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に係る内閣総理大臣に対する答申の中で、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」とし、「その早急な解決こそが国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけられました。

そして、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が施行され、その後33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国及び地方公共団体が一体となって、同和問題の解消に向けて諸施策を講じてきました。

その結果、同和地区の道路の拡幅をはじめとする住環境の整備は一定の成果をあげることができました。

こうした取り組みにより、同和問題は解決されたかに見えますが、現実には結婚問題をはじめとするさまざまな差別が存在しており、今日ではインターネット上での差別事象などは拡大傾向にあります。また、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も問題となっています。

市民意識調査によると、「同和問題」、「部落問題」等の認知度は7割を超え、知っている人が今日でもあると思う同和問題等の差別の内容をみると「結婚」（66.2%）、「恋愛」（39.1%）、「就職」（33.2%）が上位に挙げられています。

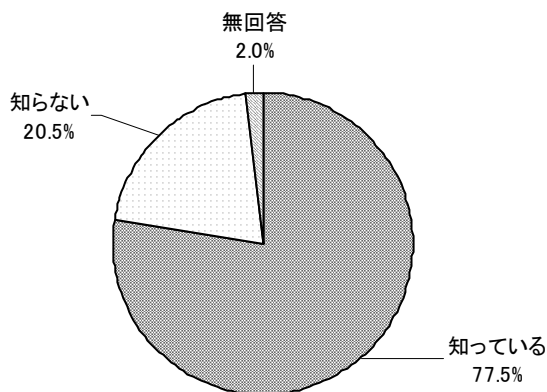
こうしたことから、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、同和問題についての理解や認識を広める教育・啓発を推進していくことがさらに求められます。

【市民ワークショップからの意見】

- ・同和問題が正しく理解されておらず、間違った知識から差別が発生していることが指摘されています。

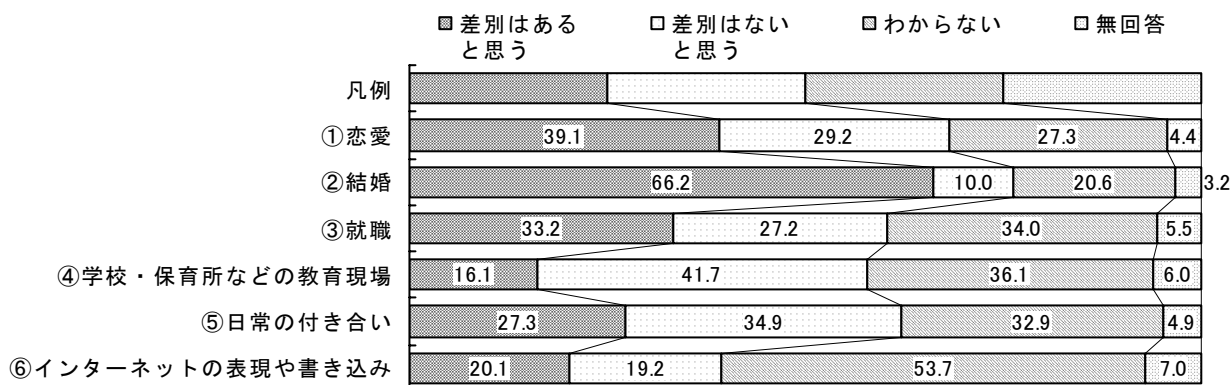
図. 「同和問題」「部落問題」等の認知度について

① 「同和問題」「部落問題」等の認知



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

② 同和問題・差別問題の有無（単位：％）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査



【取り組みの方向性】

(1) 人権・同和教育及び啓発の推進

同和教育の歴史的背景などに関する教育・啓発に努めるとともに、市民参加のあらゆる機会を通して人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

① 差別意識の解消に向けて啓発活動を推進します。

- 同和教育の市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成及び情報提供の充実を図ります。
- 同和教育についての学習機会の提供を充実します。
- 国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和教育についての情報収集と正しい知識の周知を図ります。

〔主な担当課〕 人権推進課、学校教育課、生涯学習課

② あらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

- 学校教育や社会教育における人権・同和教育を進めるために、教職員等を対象とした人権研修の充実を図ります。
- 行政、学校、地域などが連携し、人権教育に関する研究指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、効果的な教育・啓発活動の一層の充実に努めます。

〔主な担当課〕 人権推進課、学校教育課、生涯学習課、人事秘書課

(2) 人権ふれあいセンターの有効活用

人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。

① 人権ふれあいセンターにおける学習・交流などの取り組みを充実します。

- 人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。
- 人権に関する調査・研究を進めるとともに、人権意識の高揚と啓発を図るため、各種講座の開催と情報発信を充実します。
- 地域住民の生活全体を踏まえた生活相談など、地域福祉推進の拠点として、人権ふれあいセンターの利用促進を図ります。

〔主な担当課〕 人権推進課

(3) 「えせ同和行為」の排除

同和問題を解決するうえで大きな阻害要因となっている、えせ同和行為の排除を図ります。

① えせ同和行為排除を推進します。

- 同和問題に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図ります。
- えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応をとることができるよう、研修や啓発を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めます。

〔主な担当課〕 人権推進課



6 外国人

【現状と課題】

経済をはじめとするさまざまな分野でボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及んでいます。リーマンショックに端を発した経済不況により、近年、製造業に携わる外国人が大きく減少しているものの、現在でも多くの外国人が日本で暮らしています。

本市においても、外国人登録者数は約 1,500 名（平成 23 年（2011 年）12 月 31 日現在）となっており、国籍別では韓国・朝鮮が 393 人、中国が 393 人、ブラジルが 245 人等となっています。

そのような中で、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否や、一部の外国人の不法就労や犯罪などで市民が外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

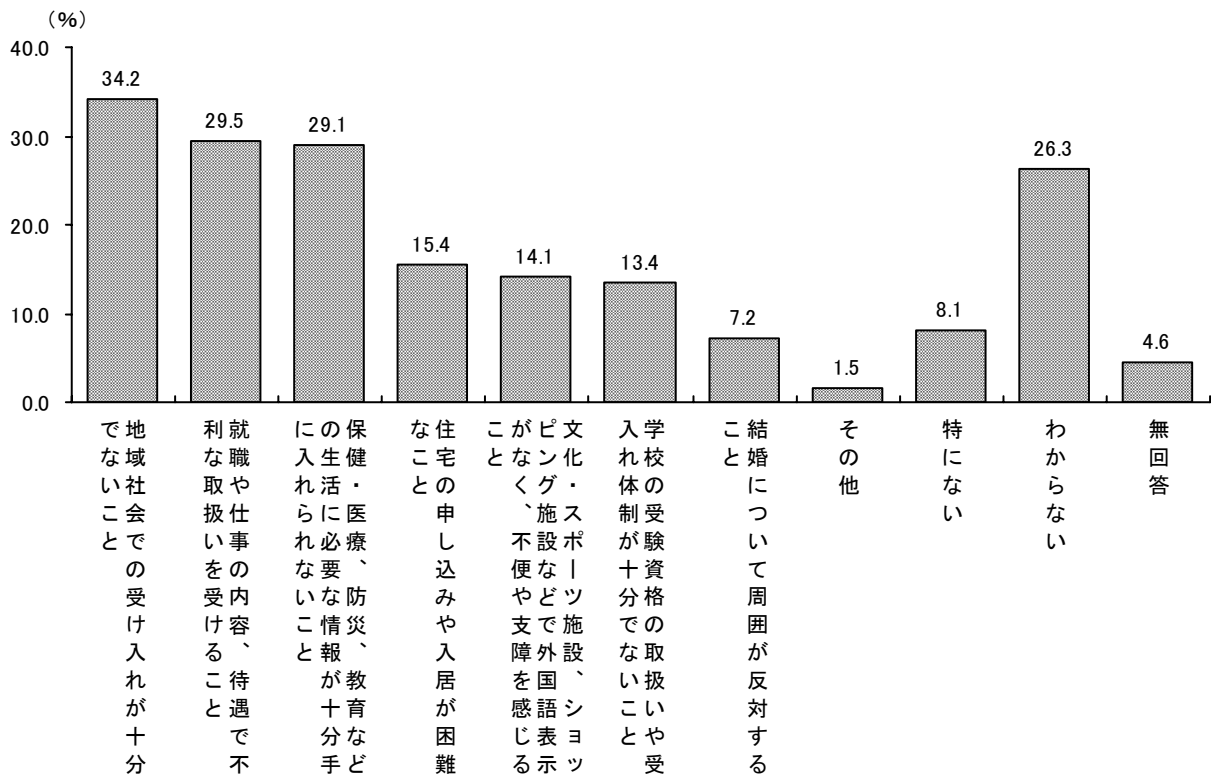
市民意識調査によると、日本に居住している外国人に関する人権上の問題については、「地域社会での受け入れが十分でないこと」（34.2%）が最も高く、地域における共生社会の形成が課題となっています。また、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」（29.5%）、「保健・医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入れないこと」（29.1%）も上位に挙げられ、外国人の社会保障も大きな課題となっています。

こうしたことから、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、市民が異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育てることができる環境をつくり、国籍や文化の違いに関わらず、誰もが快適な生活を送ることができる地域づくりを進める必要があります。

【市民ワークショップからの意見】

- ・外国人労働者に対する差別的な扱い、不況時におけるリストラなどの問題が指摘されています。
- ・「外国人だから・・・」という固定的な意識という問題も指摘されています。

図. 日本に居住している外国人に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

【具体的な取り組み】

(1) 多文化共生社会の推進

多文化共生社会の実現と外国人に対する偏見や差別の解消に向け、国際理解の浸透に向けた教育の充実を図るとともに、外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発を推進します。

① 多文化共生社会を推進するための機会を充実します。

- ・日本人及び外国人が互いの文化を学び、交流する機会を充実します。
- ・外国人との交流を促進するため、あま市国際交流協会をはじめ、民間団体主催の交流事業や、外国人のための日本語教室等の開催の支援に努めます。

〔主な担当課〕 人権推進課、企画政策課、学校教育課、生涯学習課

② 在住外国人児童・生徒への教育環境を充実します。

- 各教科、総合的な学習などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重し、異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく意識を育成します。
- 在住外国人児童・生徒に対して日本語の指導をはじめ、適切な支援を図ります。

〔主な担当課〕 学校教育課

(2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり

在住外国人が地域の一員として受け入れられ、安心した生活を送れるよう、外国人に対する情報提供や相談支援を充実するなど、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

① 在住外国人への相談支援を充実します。

- 市民サービス、住まいや生活について、多言語による情報提供及び相談支援の充実を図ります。
- 市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。

〔主な担当課〕 人権推進課、市民課、関係各課



7 HIV感染者・ハンセン病患者等

【現状と課題】

新たな感染症の出現や国際交流の進展など、感染症をめぐる状況の変化や、感染症患者に対する偏見や差別が存在することを重く受け止め、平成11年度(1999年度)に「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」を統合し、患者の人権に配慮した受診推奨・入院勧告等の措置が盛り込まれた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

ハンセン病やHIV(エイズウイルス)をはじめとする感染症などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要です。

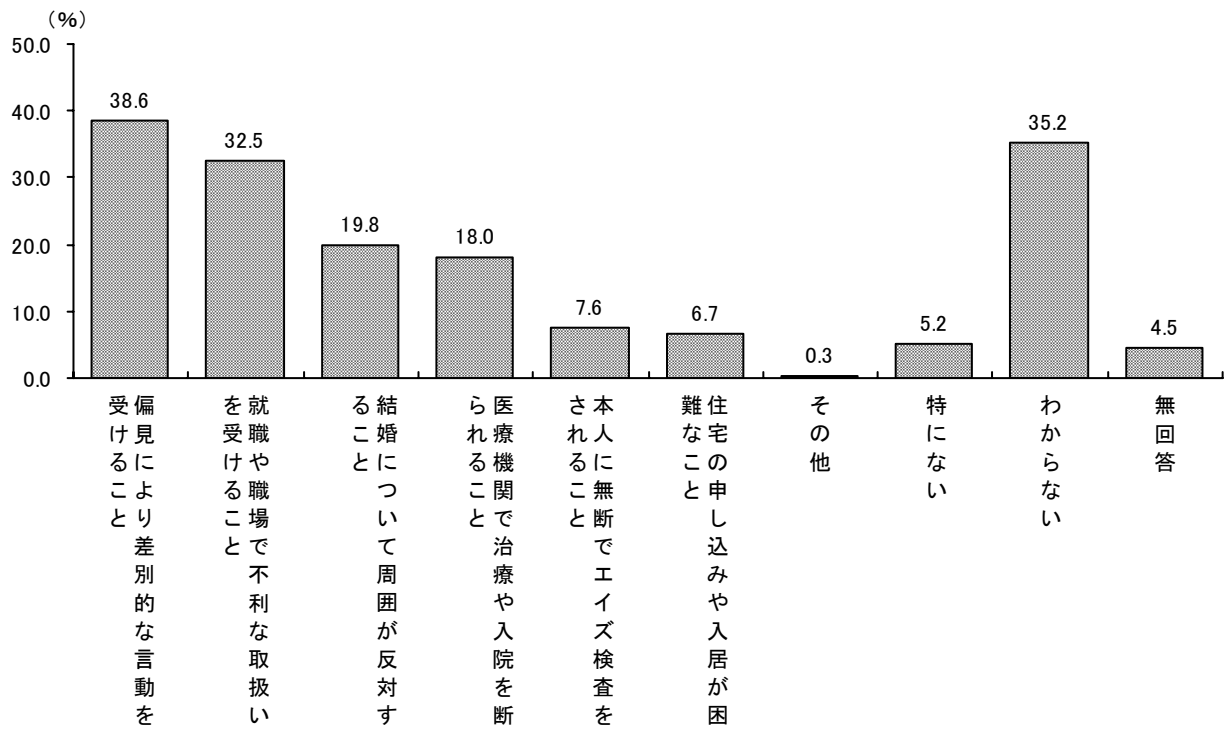
市民意識調査によると、エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題については、「偏見により差別的な言動を受けること」(38.6%)、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」(32.5%)が上位に挙げられています。ハンセン病患者(元患者)に関する人権上の問題については、「怖い病気といった誤解があること」(30.8%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(28.9%)、「偏見により差別的な言動を受けること」(27.6%)が上位に挙げられています。しかしエイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者(元患者)に関する人権上の問題ともに「わからない」という回答が最も高く、認識の低さがうかがわれます。

このようなことから、感染症に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

《ハンセン病と小笠原登博士》

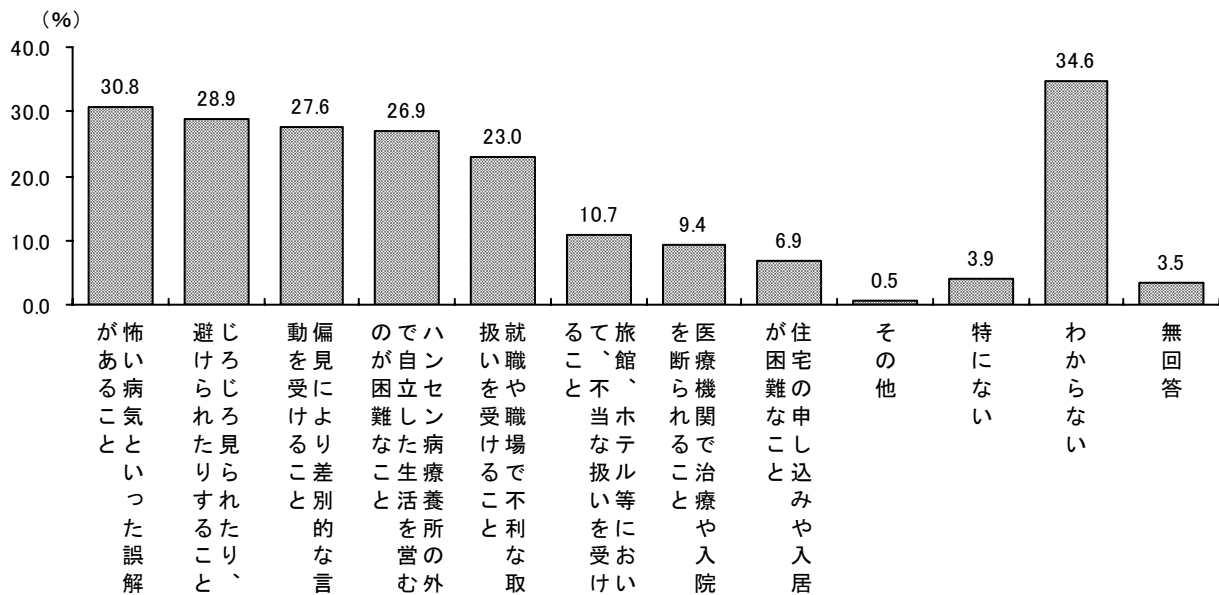
あま市人権ふれあいセンターでは、ハンセン病治療にご尽力された旧甚目寺町出身の医学博士、故小笠原登氏の功績を称え、その当時の遺品・遺稿の展示及びハンセン病に関するパネルの展示等を実施しています。

図. エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

図. ハンセン病患者（元患者）に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

ハンセン病やHIV感染症などについての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者（元患者）やHIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別意識の解消に向けた取り組みを行います。

① 感染症に対する正しい知識の普及に努めます。

- HIV感染者、エイズ患者などに対する偏見や差別を解消し、エイズやHIV感染に対して正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。
- ハンセン病患者（元患者）に対する偏見や差別を解消し、正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。
- ハンセン病問題に関する講演会や啓発ビデオの貸し出し、学習機会の充実を図ります。
- 「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン（エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証）により感染症の偏見や差別意識の解消に努めます。

〔主な担当課〕 人権推進課、健康推進課

(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援

保健・医療の連携を図り、感染症に対する予防教育を実施するとともに、健康づくりを支援します。

① 感染症発症の予防と健康づくりを支援します。

- 感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのため予防教育の充実を図ります。
- 保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種健康診断・健康診査、早期検査及び治療に向けた取り組みの充実を図ります。
- 感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して、各種相談・支援体制の連携強化を図ります。

〔主な担当課〕 健康推進課



8 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用したホームページの掲示板への基本的人権を侵害する書き込みは、差別を助長しています。このため、インターネットのホームページや掲示板などで権利の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等）の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下、「プロバイダ責任法」という。）が、平成14年（2002年）5月に施行され、成果が上がっています。

しかし、被害者が特定されない情報などはプロバイダ責任法の対象外となっており、差別表現や集団的誹謗表現がそのまま流通するなど、人権の視点での課題があります。

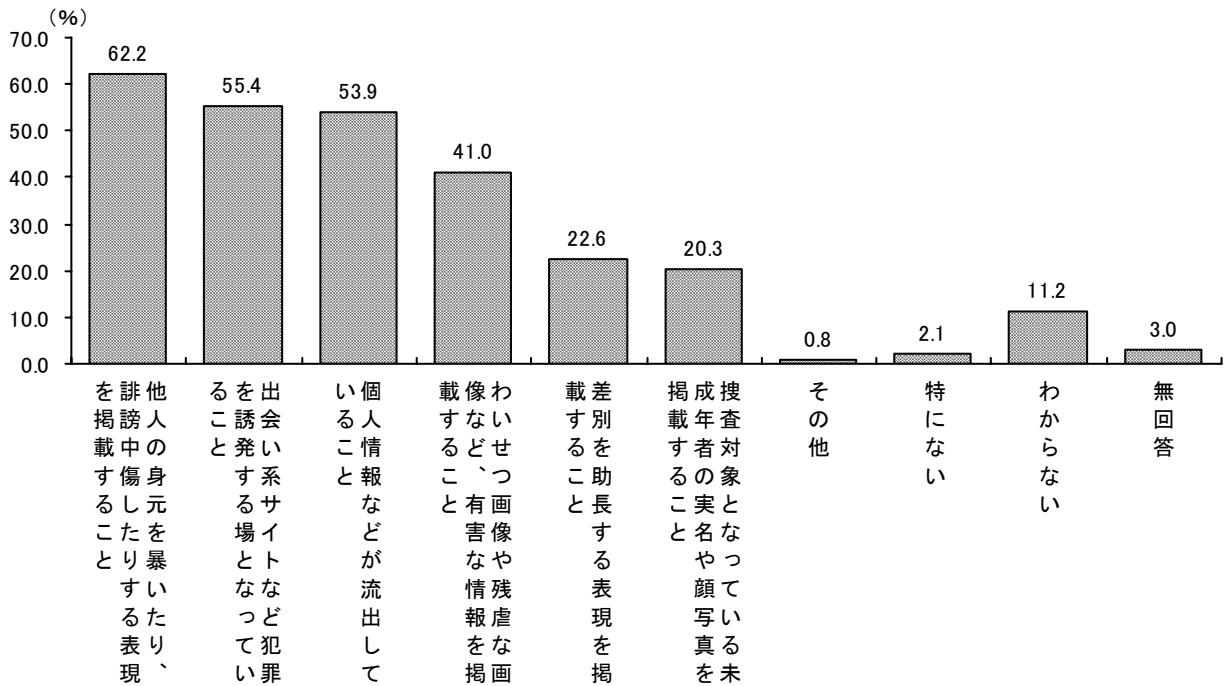
市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題については、「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷したりする表現を掲載すること」（62.2%）、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」（55.4%）、「個人情報などが流出していること」（53.9%）が上位に挙げられ、発信者の秘匿性を悪用した問題に加えて個人情報管理の問題も挙げられています。

こうしたことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。また、インターネット利用者の低年齢化が進んでおり、子どもたちへの指導、教育が重要となっています。加えて、インターネットを利用する人、しない人などにより情報格差が発生しないよう、情報提供を充実する必要があります。

【市民ワークショップからの意見】

- ・子どもでも簡単に入ることができる有料サイトや有害サイトが多いこと、インターネット詐欺の低年齢化などの問題が指摘されています。
- ・また、インターネットやパソコンの利用状況における個人差、温度差、格差が生じてきている情報格差の問題も挙げられています。

図. インターネットによる人権侵害の問題について（複数回答）



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用と、個人のプライバシーを守るための教育・啓発活動を推進します。

① インターネットの正しい利用を啓発します。

- ・市民一人ひとりが個人のプライバシーなどを守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。
- ・児童・生徒・保護者に対してパソコンや携帯電話を利用する場合における正しい利用方法や、個人の責任に関する指導を行います。
- ・インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダなどに対する申し入れなどの適切な対応に努めます。

〔主な担当課〕 人権推進課、総務課、学校教育課、関係各課



(2) 情報格差が生じない社会づくり

インターネットなどが普及する中で、インターネットなどの利用が困難な人に対する情報提供を充実します。

① だれもが平等に情報を得られるよう、情報提供を充実します。

- 紙媒体など、さまざまな媒体を活用した情報提供を図ります。
- 視覚障がいなどに配慮した大きな文字など、わかりやすい情報提供に努めます。
- 障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた情報提供を図るとともに、支援機器の紹介を行います。

〔主な担当課〕 人権推進課、関係各課



9 さまざまな人権問題

【現状と課題】

これまでに取り上げた以外にも、わが国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、ホームレス、性的指向における少数者、性同一性障がいの人などに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者等、人身取引被害者などの人権問題があります。

私たちの社会は実に多様な人々が共に暮らしています。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、さまざまな人権問題について理解を深める必要があります。また、さまざまな状況で人権が脅かされる可能性があり、それぞれの問題の状況に応じて、その解決に資する人権教育・啓発に関する取り組みが必要です。

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に掲げられている人権課題

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他（性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題など）

【取り組みの方向性】

（1）さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及

人権に関するその他の問題や新たに発生する問題等について、市民が正しく理解することができるよう、本計画の趣旨に沿って情報の収集・把握をし、正しい理解の普及・啓発に努めます。

① さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。

- さまざまな人権問題に関する研修会や講座による学習機会の提供を図るとともに、広報紙やパンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。
- 社会情勢の変化により新たに発生する人権問題について、関係機関と連携して、情報収集・把握を行います。
- 人権に関する市民意識調査をはじめ、市民の人権に対する意識や関心について把握するために、調査等を行います。

〔主な担当課〕 人権推進課、関係各課

第5章 行動計画の推進

1 推進姿勢

人権に関わる個別の課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進します。

本市においては、職員が人権問題を正しく理解するための人権教育・啓発を推進し、職員は常に人権に配慮した職務の遂行に努めます。

また、市民が人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、家庭、地域、学校、事業所などのあらゆる場において、人権施策を推進します。

2 推進体制

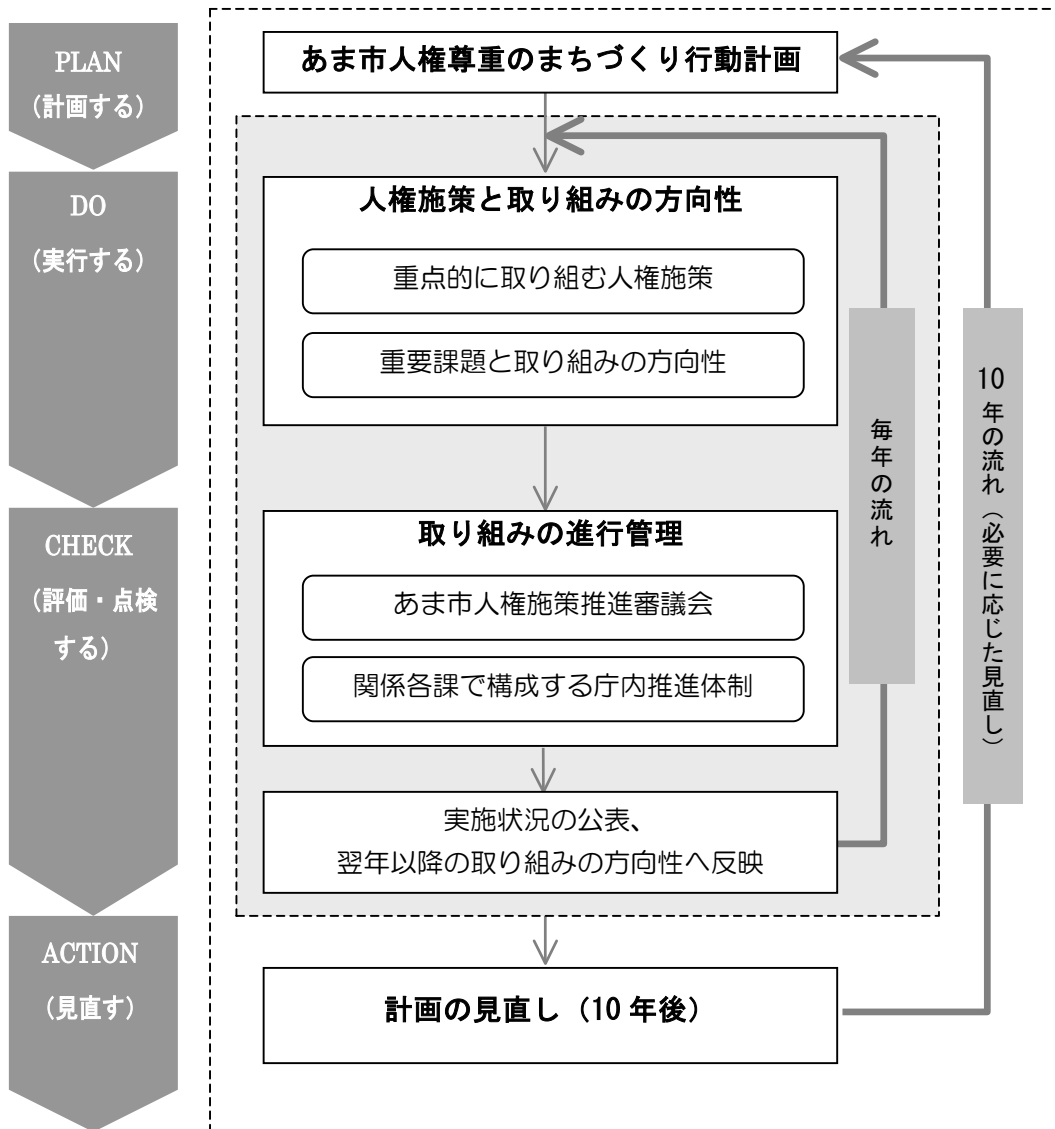
市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組むための連携・強化を図ります。

さらに、人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。市内の各種団体などに対しては、本市における人権施策の取り組みへの協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を推進します。

3 行動計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとして推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「あま市人権施策推進審議会」を設置し、行動計画の検討、見直しなどを行います。本計画に掲げた内容については、取り組みの進捗状況の点検や評価を毎年行うとともに、定期的（5年をめぐり）に行う市民意識調査などを活用しながら、課題や取り組み内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。

図 行動計画の進行管理



参 考 資 料

1	人権をめぐる動き	55
2	関連法規等	59
	世界人権宣言	59
	日本国憲法（抄）	63
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	66
	「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（要旨）	68
	あま市人権尊重のまちづくり条例	70
	あま市人権施策推進懇話会要綱	72
	あま市人権施策推進懇話会委員名簿	73
	あま市人権施策推進審議会規則	74
	あま市人権施策推進審議会委員名簿	75
	あま市人権施策推進本部要綱	76
3	「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定経過	
	（1）人権に関する市民意識調査結果	79
	（2）人権尊重のまちづくり市民ワークショップの概要	84
	（3）条例制定までの流れ	89
	（4）「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」策定の市民意見募集結果	90
4	用語解説	91

参考資料

1 人権をめぐる動き

年	国連等の動き	国の動き
1945年 (昭和20年)	「国連憲章」及び「国際司法裁判所規程」、サンフランシスコで調印	
1946年 (昭和21年)	「国連人権委員会」設置	
1947年 (昭和22年)		「日本国憲法」施行 「教育基本法」施行 「労働基準法」施行
1948年 (昭和23年)	「世界人権宣言」採択	「児童福祉法」施行 「優生保護法」施行 「民法」改正
1949年 (昭和24年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択	「人権擁護委員法」施行
1950年 (昭和25年)		「身体障害者福祉法」施行 「精神衛生法」施行 「生活保護法」施行 「保護司法」施行 「国籍法」施行
1951年 (昭和26年)	「難民の地位に関する条約」採択	「児童憲章」制定 「社会福祉事業法」施行 「出入国管理及び難民認定法」施行
1952年 (昭和27年)		「外国人登録法」施行
1953年 (昭和28年)	「婦人の参政権に関する条約」採択	「らい予防法」施行
1955年 (昭和30年)		「婦人の参政権に関する条約」批准
1956年 (昭和31年)		「国際連合」加盟
1958年 (昭和33年)		「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」批准
1959年 (昭和34年)	世界難民年(1959～1960年) 「児童の権利に関する宣言」採択	
1960年 (昭和35年)	ユネスコ「教育における差別待遇の防止に関する条約」採択	「精神薄弱者福祉法」施行 「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「同和对策審議会」設置
1965年 (昭和40年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択	「同和对策審議会」答申
1966年 (昭和41年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)」及びその「選択議定書」採択	
1967年 (昭和42年)	「難民の地位に関する議定書」採択	
1968年 (昭和43年)	「国際人権年」	
1969年 (昭和44年)		「同和对策事業特別措置法」施行
1970年 (昭和45年)	「国際教育年」	「心身障害者対策基本法」施行
1971年 (昭和46年)	「人種差別と闘う国際年」 「精神薄弱者の権利宣言」採択	「高齢者雇用安定法」施行
1973年 (昭和48年)	「第1次人種差別と闘う10年」(1973～1982年) 「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択	

年	国連等の動き	国の動き
1975年 (昭和50年)	「国際婦人年」 「障害者の権利に関する宣言」採択	
1976年 (昭和51年)	「国連婦人の10年」(1976～1985年)	
1978年 (昭和53年)		「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行
1979年 (昭和54年)	「国際児童年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准
1981年 (昭和56年)	「国際障害者年」	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行 「難民の地位に関する条約」批准 同和対策協議会「今後における同和関係施策について」意見具申
1982年 (昭和57年)		「難民の地位に関する議定書」批准 「障害者対策に関する長期計画」策定 「地域改善対策特別措置法」施行 「地域改善対策協議会」設置
1983年 (昭和58年)	「世界コミュニケーション年」 「第2次人種差別と闘う10年」(1983～1992年) 「国連・障害者の10年」(1983～1992年)	
1984年 (昭和59年)	「拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)」採択	地域改善対策協議会「今後における啓発活動のあり方について」意見具申
1985年 (昭和60年)	「スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約」採択	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准
1986年 (昭和61年)	「国際平和年」	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行 地域改善対策協議会「今後における地域改善対策について」意見具申
1987年 (昭和62年)		「エイズ問題総合対策大綱」決定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」施行 「精神衛生法」を「精神保健法」に改正
1989年 (平成元年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 「死刑廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止議定書)」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行 「高齢者保健福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)」策定
1990年 (平成2年)	「国際識字年」 「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約」採択	
1991年 (平成3年)	「高齢者のための国連原則」採択	地域改善対策協議会「今後の地域改善対策について」意見具申
1992年 (平成4年)		「地对財特法」一部改正 「育児休業等に関する法律」施行
1993年 (平成5年)	「世界の先住民の国際年」 「第3次人種差別と闘う10年」(1993～2002年) 「アジア太平洋障害者の10年」(1993～2002年) 「国連人権高等弁務官」創設 「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「障害者対策に関する新長期計画」策定 「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
1994年 (平成6年)	「国際家族年」 「人権教育のための国連10年行動計画」採択	「児童の権利に関する条約」批准 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行 「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉5カ年計画)」策定
1995年 (平成7年)	「国際寛容年」 「人権教育のための国連10年」(1995～2004年) 「世界の先住民の国際10年」(1995～2004年) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正 「育児休業等に関する法律」を「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改正 「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准 「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」施行

年	国連等の動き	国の動き
1996年 (平成8年)	「貧困撲滅のための国際年」	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について」意見具申 「男女共同参画2000年プラン」策定 「高齢社会対策大綱」策定
1997年 (平成9年)	「貧困撲滅のための国連の10年」(1997～2006年)	「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「地対財特法」一部改正 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」施行・「北海道旧土人保護法」廃止 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」のとりまとめ
1998年 (平成10年)		「特定非営利活動促進法」施行
1999年 (平成11年)	「国際高齢者年」 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行・「エイズ予防法」廃止 「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律(精神薄弱者からの知的障害者への用語改正)」施行 改正「男女雇用機会均等法」施行 改正「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 「拷問及び他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」批准 人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」答申 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」施行 「ゴールドプラン21(高齢者保健福祉5カ年計画)」策定
2000年 (平成12年)	「国際感謝年」 「平和の文化のための国際年」 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択	「成年後見制度等に関する民法等の一部を改正する法律」施行 「外国人登録法」一部改正(指紋押捺制度全廃) 「介護保険制度」開始 「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改正 「民事法律扶助法」施行 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行 「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定
2001年 (平成13年)	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 「世界の子どものための平和の文化と非暴力のための国際の10年」(2001～2010年)	人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方」答申 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」施行 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」施行 人権擁護推進審議会「人権擁護委員制度の改革について」答申 新しい「高齢社会対策大綱」策定
2002年 (平成14年)	「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書(拷問等禁止条約選択議定書)」採択	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「地対財特法」失効 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダー責任法)」施行 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 「身体障害者補助犬法」施行(第9条の規定は2003年10月1日施行) 「障害者基本計画」策定 障害者施策推進本部「重点施策実施5カ年計画」策定

年	国連等の動き	国の動き
2003年 (平成 15年)	「国連識字の10年」(2003～2012年) 「新アジア太平洋障害者の10年」(2003～2012年)	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律(拉致被害者支援法)」施行 「個人情報の保護に関する法律」施行 「裁判の迅速化に関する法律」施行 「次世代育成支援対策推進法」施行 「少子化社会対策基本法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」施行
2004年 (平成 16年)	「人権教育のための世界計画」(2005年～)採択	「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」公布 改正「障害者基本法」施行 「人権教育の指導方法等の在り方について」第1次とりまとめ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准 改正「DV防止法」施行
2005年 (平成 17年)	「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005～2014年) 「人権教育のための世界計画第1フェーズ行動計画」(2005～2007年) ユネスコ「生命倫理と人権に関する世界宣言」採択	「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」批准 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行 「第2次男女共同参画基本計画」策定 「犯罪被害者等基本計画」策定
2006年 (平成 18年)	「国連人権委員会」を「国連人権理事会」に改組設立 「障害者の権利に関する条約」採択 「障害者の権利に関する条約の選択議定書」採択 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について」第2次とりまとめ 「公益通報者保護法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「日本司法支援センター(法テラス)」業務開始 「自殺対策基本法」施行 「教育基本法」全部改正 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」施行
2007年 (平成 19年)	「先住民族の権利に関する国連宣言」採択	「強制的失踪防止条約」(日本政府、2007年2月6日署名) 改正「男女雇用機会均等法」施行 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」施行 「男女雇用機会均等対策基本方針」制定
2008年 (平成 20年)	「ハンセン病差別撤廃決議」採択 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書」採択	「人権教育の指導方法等の在り方について」第3次とりまとめ 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択
2009年 (平成 21年)		「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 改正「次世代育成支援対策推進法」施行 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」施行 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」批准 「消費者安全法」施行
2010年 (平成 22年)	「人権教育のための世界計画第2フェーズ行動計画」(2010～2014年)	「子ども・若者育成支援推進法」施行 改正「育児・介護休業法」施行 「第3次男女共同参画基本計画」策定
2011年 (平成 23年)		改正「障害者基本法」施行
2012年 (平成 24年)		「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行

2 関連法規等

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当つて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もつぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当つては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
 - 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。
- 第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- 第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- 第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。
- 第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- 第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
 - 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。
- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第23条 学問の自由は、これを保障する。
- 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
 - 3 児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第29条 財産権は、これを侵してはならない。
- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
 - 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号
平成12年12月6日公布・施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（要旨）

項目	主な内容
1 基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育の趣旨、背景 ・ 我が国における人権教育の意義 ・ 人権教育10年に対する基本理念、目標、取り組みの留意点
2 あらゆる場における人権教育の推進 (1) 学校教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒の人権尊重の意識を高める教育の推進、人権教育に関する指導内容・方法の充実、教員研修や情報提供による人権教育の支援、大学における人権に関する教育・啓発活動についての取り組みへの配慮
(2) 社会教育における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育施設等における人権に関する学習機会の充実、識字教育や障害者等の学習機会の充実、指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実
(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権侵害の被害者救済に関する施設の調査研究、人権教育の手法の調査研究、プログラムの開発、国連人権関係文書の普及・広報、教材・資料等の作成による啓発活動、指導者育成、人権に関する情報の整備・充実、企業の公正な採用選考システムの確立の指導・啓発
(4) 特定の職業に従事するものに対する人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者に対する人権教育の推進
3 重要課題への対応 (1) 女性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取り組みの推進 ・ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革、女性の人権についての教育・研修・啓発活動の推進
(2) 子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの人権についての教育・研修・啓発活動の推進、児童の権利に関する条約の趣旨・内容の周知、いじめ問題等についての総合的な取り組みの推進、児童の商業的性的搾取の防止、子どもの人権専門委員制度の充実・強化
(3) 高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の人権についての教育・研修・啓発活動の推進、相談体制の整備、高齢者の社会参加の促進、雇用・就業機会の確保
(4) 障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の人権についての啓発・広報活動や教育の推進、障害者の社会参加と職業的自立の推進

項 目	主な内容
(5) 同和問題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域改善対策協議会意見具申を尊重するとともに、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・人権啓発事業を推進
(6) アイヌの人々	<ul style="list-style-type: none"> ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、施策を推進 ・アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するための啓発活動の充実・強化、人権相談体制の充実
(7) 外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の推進
(8) HIV感染者等	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進
(9) 刑を終えて出所した人	<ul style="list-style-type: none"> ・偏見・差別を除去し、社会復帰に資するための啓発活動を推進
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の課題についても、引き続き施策を推進
4 国際協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国連の取り組みに貢献 ・国連の人権関係基金に協力 ・開発途上国に対する人権教育関連の協力 ・国際人権シンポジウムの開催
5 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の推進体制 ・人権擁護推進審議会における検察結果の反映 ・地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の取り組みへの期待と配慮 ・計画のフォローアップ・見直し

あま市人権尊重のまちづくり条例

平成23年12月22日

条例第20号

(前文)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されている、日本国憲法の理念とするところです。

しかし、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地等に起因する人権侵害が存在し、社会情勢の変化等により、人権にかかわる新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取り組みが求められています。

私たち一人ひとは、自らの人権意識を高め、差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。

よって、私たちあま市民は、共に考え、支え合いながら、お互いの人権を尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市が推進する人権尊重のまちづくりに関し、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

(2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権施策を推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、人権尊重の社会環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第6条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人権が尊重されるまちづくりの基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 相談支援体制の整備に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度公表するものとする。

4 市長は、社会情勢の変化により必要が生じたときは、人権施策基本方針を見直すものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、人権施策を効果的に実施するため、国、県及び関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 市に、あま市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策基本方針に関する事項その他この条例の目的を達成するために必要な事項について調査審議するものとする。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

あま市人権施策推進懇話会要綱

平成23年3月22日

告示第34号

(設置)

第1条 人権が尊重される社会の実現を目指し、市が取り組むべき人権問題及び人権施策の推進等について広く意見を求めるため、あま市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、市長に提言する。

- (1) 人権尊重のまちづくりに関する条例の制定に向けた基本的な考え方、人権に関する課題ごとの施策に関する基本的事項、人権施策の推進方策その他の人権施策推進のあり方に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、懇話会の会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画財政部人権推進課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後最初に開催される懇話会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

あま市人権施策推進懇話会委員名簿

◎：座長、○：職務代理者

氏名	所属	備考
・ 飼 治	あま市人権擁護委員	
太 田 織 江	愛知県男女共同参画人材育成セミナー受講者	
鈴 木 正 夫	あま市情報公開・個人情報保護審議会委員	◎
曾 我 和 子	あま市心身障害児者保護者会会長	○
出 井 普 順	あま市人権擁護委員	
早 川 秀 子	あま市人権擁護委員	
本 田 照 清	あま市公平委員会委員長	
宮 崎 恭 明	あま市都市再生整備計画事業評価委員会委員	
村 上 千代子	あま市女性の会会長	
・ 川 朝 博	あま市人権擁護委員	○

(敬称略・五十音順)

あま市人権施策推進審議会規則

平成23年12月22日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市人権尊重のまちづくり条例(平成23年あま市条例第20号)第9条第3項の規定に基づき、あま市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認めたものうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

あま市人権施策推進審議会委員名簿

◎：会長、○：職務代理者

氏名	所属	備考
青木 多枝子	あま市人権擁護委員	
・ 飼 治	あま市人権擁護委員	○
加藤 美由紀	社会福祉法人 嘉祥福祉会 特別養護老人ホームあま恵寿荘施設長	
幸田 政次	愛知県海部福祉相談センター長	
後藤 弘	あま市社会教育審議会会長	
鈴木 正夫	あま市情報公開・個人情報保護審議会委員	
出井 普順	あま市人権擁護委員	
服部 光雄	あま市人権擁護委員	
堀田 伊久子	愛知県女性相談センター所長	
・ 川 朝博	あま市人権擁護委員	◎

(敬称略・五十音順)

あま市人権施策推進本部要綱

平成22年3月22日

訓令第60号

(設置)

第1条 人権に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、あま市人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権教育及び啓発に関する行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、市長をもって充てる。
- (2) 副本部長は、副市長、教育長をもって充てる。
- (3) 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- (1) 幹事会は、別表第2に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって構成する。
- (2) 幹事会は、企画財政部長が招集し、議長となる。
- (3) 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者を出席させ、意見聴取又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 幹事会は、その所掌事務について検討するため、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部に関する庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成22年訓令第98号）

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第8号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

本部員
企画財政部長
総務部長
市民サービスセンター長
市民生活部長
福祉部長
建設産業部長
上下水道事業調整監
会計管理者
議会事務局長
教育部長
あま市民病院事務局長

別表第2（第6条関係）

	幹事
企画財政部	企画政策課長
	人事秘書課長
	財政課長
	情報課長
	人権推進課長
総務部	総務課長
	安全安心課長
	税務課長
	収納課長
	七宝市民サービスセンター課長
	美和市民サービスセンター課長
	甚目寺市民サービスセンター課長
市民生活部	市民課長
	保健医療課長
	健康推進課長
	環境衛生課長

福祉部	社会福祉課長
	高齢福祉課長
	子育て支援課長
建設産業部	都市計画課長
	土木課長
	産業振興課長
	七宝焼アートヴィレッジ課長
	上水道課長
	下水道課長
会計課	会計課長
議会事務局	議事課長
監査委員事務局	監査委員事務局長
公平委員会事務局	公平委員会事務局長
教育部	学校教育課長
	生涯学習課長
	学校給食センター課長
あま市民病院	病院建設準備課長
	管理課長
	医事課長

3 「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定経過

(1) 人権に関する市民意識調査結果

【調査目的】

人権尊重のまちづくりに向け、今後の人権教育や啓発及び計画の策定に関する参考とするため、「人権に関する市民意識調査」を実施した。

【調査対象】

あま市に居住する満 20 歳以上の市民

【標本抽出方法】

住民基本台帳から無作為抽出

【調査方法】

郵送配布、郵送回収

【調査期間】

平成 23 年（2011 年）1 月 6 日（木）～1 月 25 日（火）

【回収結果】

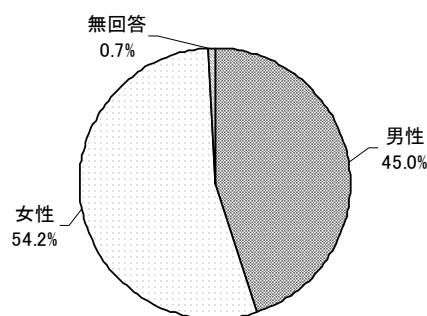
配布数 ----- 4,000 件
 有効回収数 ----- 1,774 件
 有効回収率 ----- 44.4%

【調査結果の概要】

I 回答者の属性

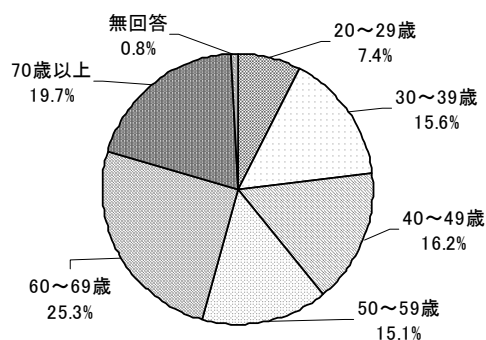
1. 回答者の性別

性別構成比は、女性 54.2%、男性 45.0%と女性が過半数を占める。



2. 回答者の年齢別構成

年齢別構成は、「60～69 歳」が 25.3%で最も多く、次いで「70 歳以上」(19.7%)、「40～49 歳」(16.2%)の順となっている。

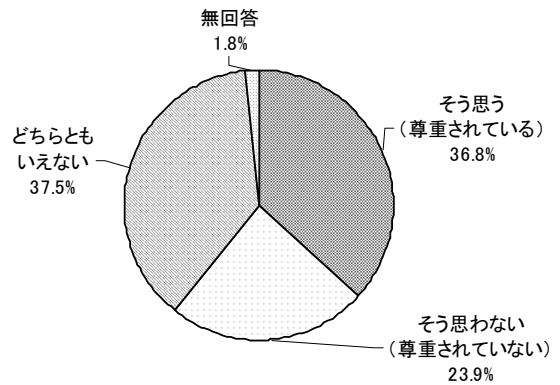


II 人権に関する市民意識調査

1. 基本的人権の尊重意識

問. 今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。(○印1つ)

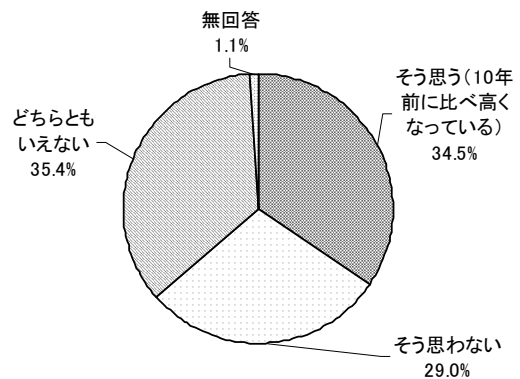
基本的人権の尊重意識についてみると、「そう思う(尊重されている)」が36.8%、「そう思わない(尊重されていない)」が23.9%、「どちらともいえない」が37.5%となっている。



2. 国民の人権意識

問. 国民(市民)一人ひとりの人権意識は、10年前に比べて高くなっていると思いますか。(○印1つ)

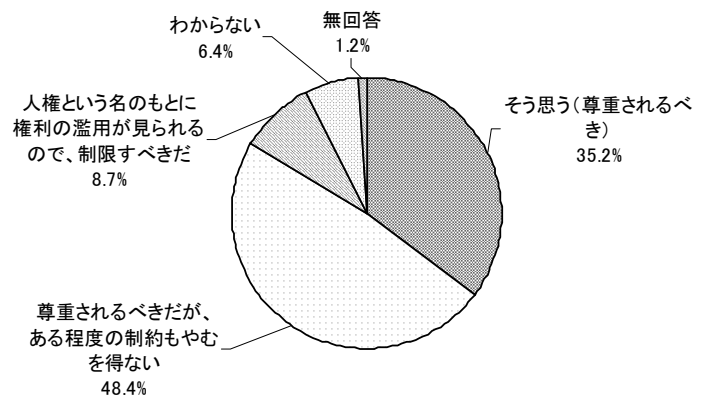
国民の人権意識については、「そう思う(10年前に比べ高くなっている)」が34.5%、「そう思わない」が29.0%、「どちらともいえない」が35.4%となっている。



3. 人権尊重について

問. 一人ひとりの人権は、何よりも尊重されるべきだと思いますか。(○印1つ)

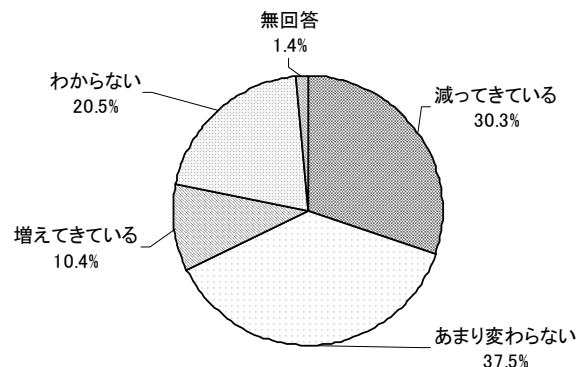
人権尊重については、「尊重されるべきだが、ある程度の制約もやむを得ない」が48.4%と最も多く、次いで「そう思う(尊重されるべき)」(35.2%)、「人権という名のもとに権利の濫用が見られるので、制限すべきだ」(8.7%)の順となっている。



4. 人権侵害や差別について

問. 日本社会における人権侵害や差別は、10年前に比べて減ってきていると思いますか。(○印1つ)

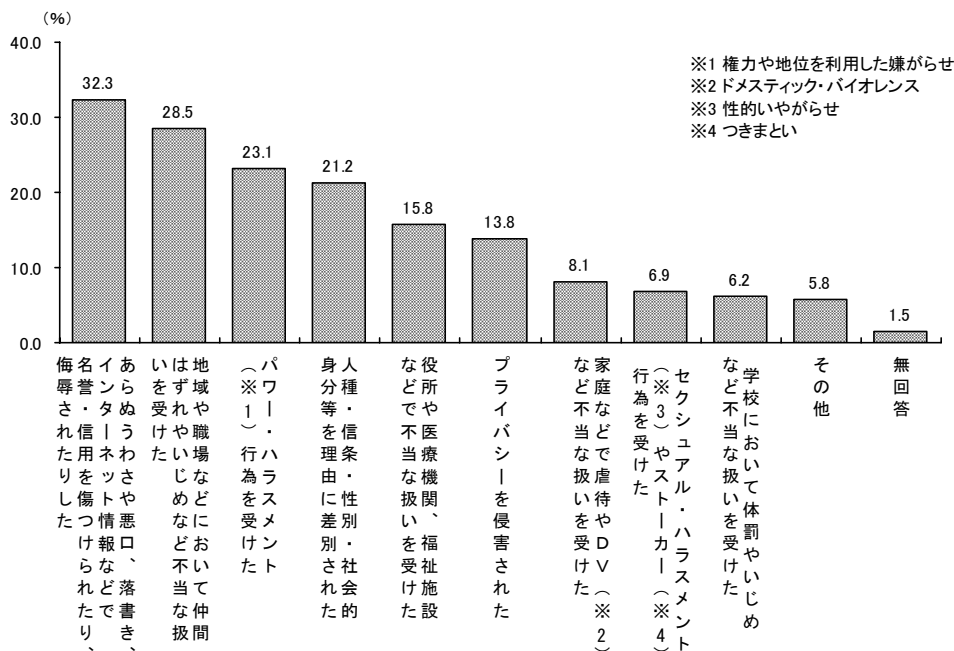
人権侵害や差別については、「あまり変わらない」が37.5%と最も多く、次いで「減ってきている」(30.3%)、「わからない」(20.5%)、「増えてきている」(10.4%)の順となっている。



5. 人権を侵害されたと思った場面

問. (前問で「(自分の人権が侵害されたと思ったことが) ある」と回答した方に) 自己的人権を侵害されたと思ったのは、どのような場合でしたか。(〇印いくつでも)

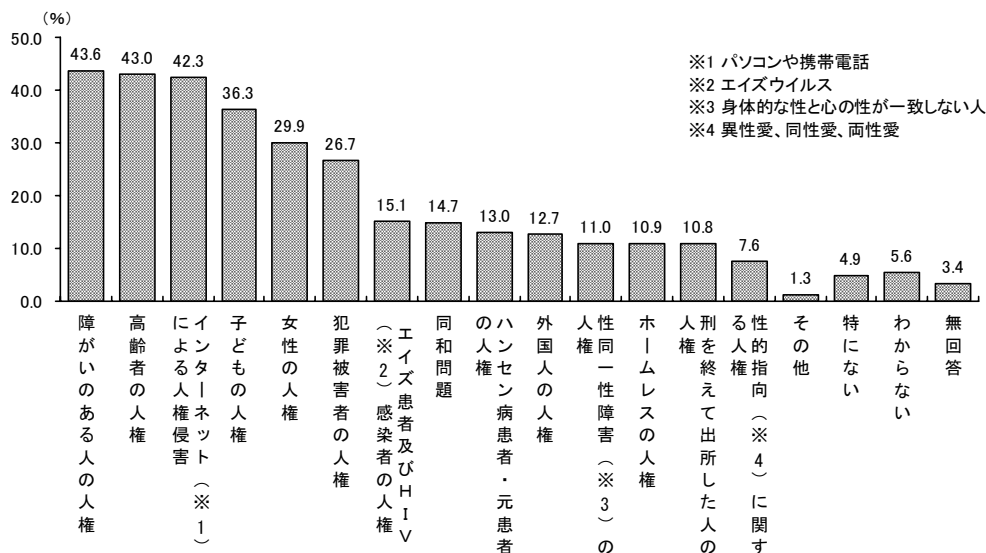
人権を侵害されたと思った場面については、「あらぬうわさや悪口、落書き、インターネット情報などで名誉・信用を傷つけられたり、侮辱されたりした」が32.3%と最も多く、次いで「地域や職場などにおいて仲間はずれやいじめなど不当な扱いを受けた」(28.5%)、「パワー・ハラスメント行為を受けた」(23.1%)、「人種・信条・性別・社会的身分等を理由に差別された」(21.2%)の順となっている。



6. 人権にかかわる重要と思う問題

問. 日本の社会における人権にかかわる問題として、重要な問題は、どれだと思いますか。(〇印いくつでも)

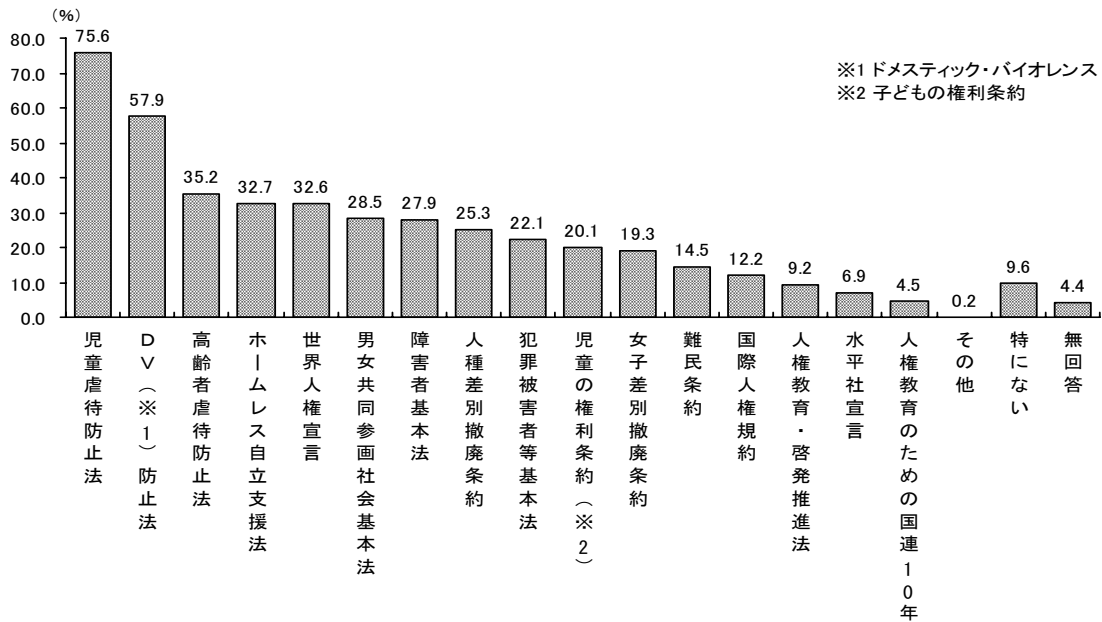
人権にかかわる重要と思う問題については、「障がいのある人の人権」が43.6%と最も多く、次いで「高齢者の人権」(43.0%)、「インターネット(パソコンや携帯電話)による人権侵害」(42.3%)、「子どもの人権」(36.3%)の順となっている。



7. 人権にかかわる宣言や条約、法律などの認知

問. 人権にかかわる宣言や条約、法律など、あなたが見聞きしたことのあるものはどれですか。(〇印いくつでも)

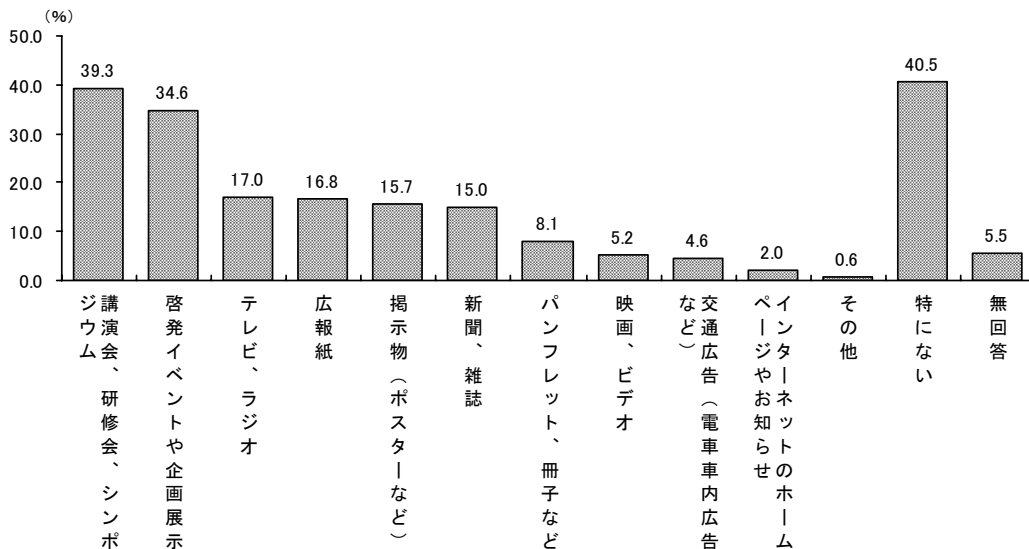
人権にかかわる宣言や条約、法律などの認知については、「児童虐待防止法」が75.6%と最も多く、次いで「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」（57.9%）、「高齢者虐待防止法」（35.2%）、「ホームレス自立支援法」（32.7%）、「世界人権宣言」（32.6%）の順となっている。



8. 人権問題の啓発活動について（参加・認知状況）

問. 人権問題について各自治体が実施している啓発活動のうちで、あなたが実際に参加したり、見聞きしたりしたことがあるものはありますか。(〇印いくつでも)

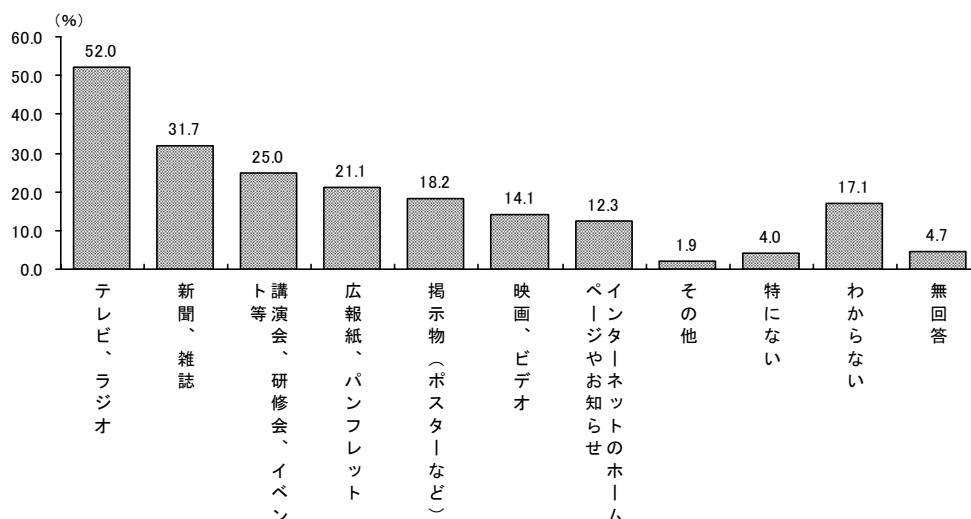
人権問題についての啓発活動への参加・認知状況については、「特にない」が40.5%と最も多いが、参加・認知状況としては「講演会、研修会、シンポジウム」（39.3%）、「啓発イベントや企画展示」（34.6%）、「テレビ、ラジオ」（17.0%）、「広報紙」（16.8%）の順となっている。



9. 効果的だと思う人権問題に関する啓発活動

問. 人権問題に関する啓発活動で、どのようなことが効果的だと思いますか。(○印いくつでも)

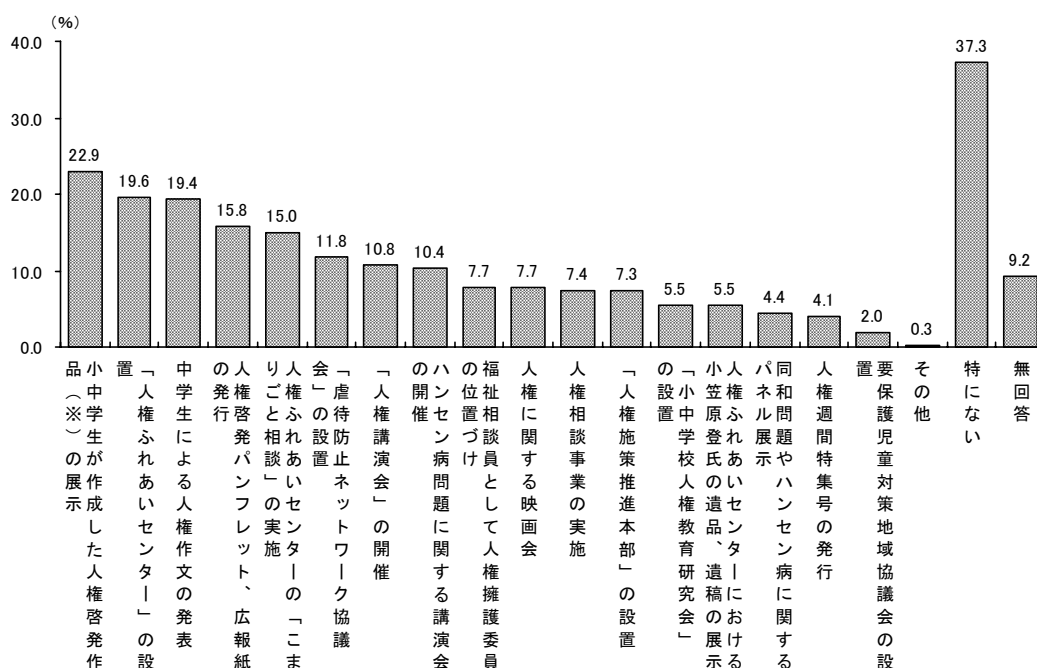
効果的だと思う人権問題に関する啓発活動については、「テレビ、ラジオ」が 52.0%と最も多く、次いで「新聞、雑誌」(31.7%)、「講演会、研修会、イベント等」(25.0%)、「広報紙、パンフレット」(21.1%)の順となっている。



10. 人権問題に関する施策の認知状況

問. 本市では、人権問題に関して以下のことを行っていますが、ご存じのものはありますか。(○印いくつでも)

人権問題に関する施策の認知状況については、「特にない」が 37.3%と最も多い。認知している施策としては、「小中学生が作成した人権啓発作品(書道、ポスター、標語)の展示」(22.9%)、「『人権ふれあいセンター』の設置」(19.6%)、「中学生による人権作文の発表」(19.4%)の順となっている。



※書道、ポスター、標語

(2) 人権尊重のまちづくり市民ワークショップの概要

【目的】

市民の基本的な人権が尊重され、人が輝く住みよいあま市をめざして、市民参画によるワークショップ形式により、あま市における人権に関する現状・課題や取り組みに関する意見交換を行うことを目的とする。

【対象】

参加者数：20～30人（市職員含む）

グループ：4グループに分かれて、グループごとにテーマを決めてワークショップを行う。

【日程とテーマ】

第1回 6／8（水）：人権について

第2回 6／22（水）：あま市における人権の現状を考えよう！

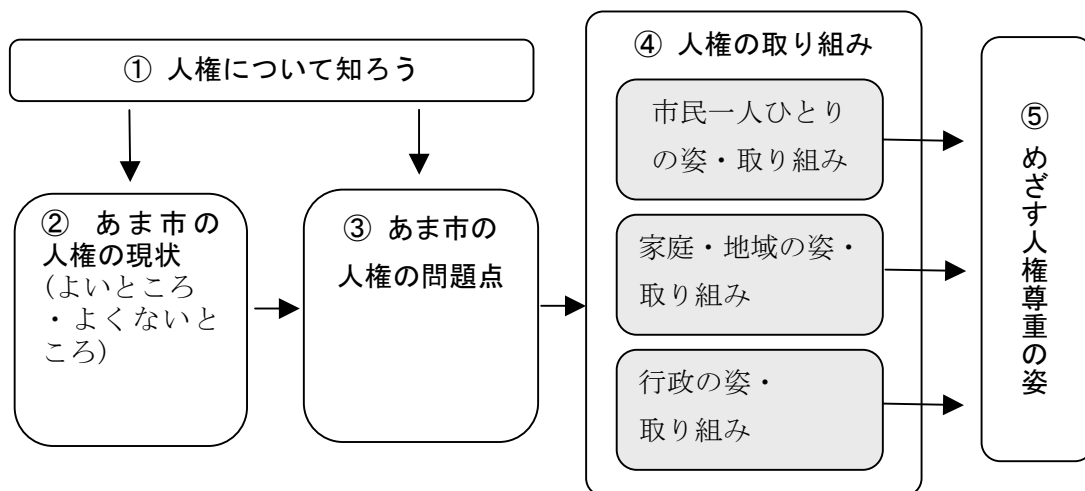
第3回 7／6（水）：あま市における人権の問題点を洗い出そう！

第4回 7／21（木）：あま市における人権の取り組みを考えよう！

第5回 7／28（木）：あま市における人権尊重のめざす姿を描こう！

【テーマ】

市民の視点から、人権尊重のまちづくりに向けて特に重点をおくことなどを中心に整理しました。



【市民ワークショップでの主な意見】

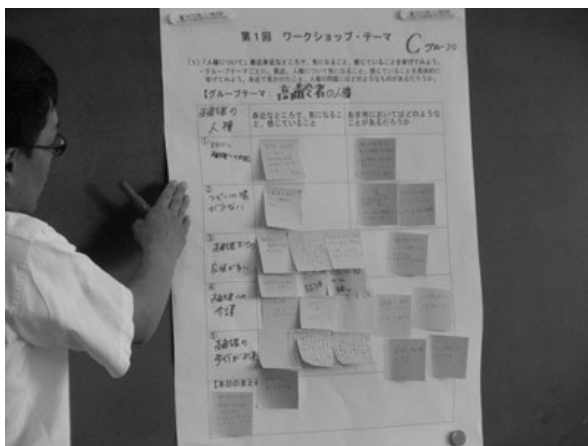
テーマ	主な意見
女性の人権	<p>○家庭について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一日一食は家族で食事をする（食事の会話することで一歩でも進める） ・ 女性がすべての家事をすることを、家庭内で理解し合えば楽しくできる ・ 人に対しての思いやりの心を育てる <p>○職場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ女性として泣いてことを終わりにしない ・ 家族の時間を多くするために、早く帰るように就業時間を短くする ・ 女性の採用枠を増やす ・ 子どもを預かってもらえる場所を増やす ・ 役職者の女性登用を推進する政策をつくる <p>○地域について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会への参加を促し、地域の情報を得られるようにする ・ 地域のコミュニティ活動に参加しやすいように市民に情報を広める ・ とおり近所とのコミュニケーションをとる ・ DV、セクハラに困ったときはこもらず、勇気を持って相談する ・ 相談に行く場所が増えるとよい→相談場所を周知する ・ 相談案内のチラシを多くの場所に置く
子どもの人権	<p>○いじめについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、周囲が、いじめをいじめと認識できていない ・ 思いやりの心、人の立場に立って考える、心づかいできる子どもの育成 ・ 「思いやりの心」を育てる・誇り（自信）を持てる人間を育てる・自信をつけることができる機会を増やす ・ 家庭内でよく話しをする（子どもの少しの変化を察知する） ・ 母から思いやりを、父から厳しさを学ぶ ・ 学校教育で思いやりを育てる教育・情操教育を積極的に行っていく ・ 総合学習の時間を利用して、生き物を育てることで命の大切さを学ぶ ・ 子どもに声をかけあう・助けあう地域のネットワークを構築する ・ 多くの人が見守り、育てる子育てネットワークを構築する ・ 異年齢児の交流のために、子ども会を復活する ・ いじめ発見の組織づくりと、いじめ防止の啓発活動を推進する <p>○虐待について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てが孤立化していることが子どもに影響している ・ 他の子どもに気配りのできる関係づくり ・ 子どもの普段の異変に気づく ・ 地域のネットワークを強くする ・ 保護施設の充実 <p>○発達障がいについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がいについて理解することが大切である ・ 発達障がいは、アインシュタインやエジソンもそうであったように、短期的に見るよりも、長期的に見ていく必要がある ・ 見て見ぬふりをしない ・ 養護学校への見学の手伝いをする ・ 特別支援学級に対する支援員を増員する

テーマ	主な意見
<p>高齢者の人権</p>	<p>○災害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分で逃げるなど、個人の意識改革を行う ・普段の近所づきあいを増やし、となり近所の人々の協力で高齢者を保護する ・高齢者の身内情報（カルテ）をつくったり、地域住民が高齢者の情報（身内）を密にとっておく ・災害のとき、地域別に集合する場所を決めておく ・自主防災活動の充実 ・個人情報の扱いで難しい面もあるが、災害時には人命優先のため高齢者の情報を共有できるしくみをつくる <p>○集いの場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの近所づきあい、声を掛け合い、あいさつ・訪問を行う ・地区活動への参加や寿会など、組織での清掃活動、行楽などを行う ・地域の施設等に誰もが入れる環境をつくる <p>○介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護をしてくれる家族との関係を、どこに相談したらよいかわからない ・悪徳業者または振り込め詐欺に対する対応方法を周知徹底する ・自分でできることは自分で、できないことは家族・地域で支えていく ・だれもが必要なサービスを利用できるようにする ・地域は間口を広げ、新しい人を受け入れる ・行政は人命優先・公共のためなら積極的に介入する
<p>障がいのある人 の人権</p>	<p>○就労支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税の減免について検討する <p>○親亡き後の生活について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備を行う ・施設の整備状況をあま市内・市外について把握する <p>○障がいへの理解について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学生の障がいの体験活動を行う ・学校間で知的・身体的の関係なく、交流会を行うよう働きかける ・障がいのある子どもを育てていける地域をつくっていく ・保育園や学校が障がいのある子どもを受け入れる体制を整える ・障がいのある人にとって危険な場所・不便な場所を把握する <p>○バリアフリーについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区域で、高齢者を含む連絡や声を掛け合う、訪問など、交代制でグループをつくる ・鉄道（スロープ・エレベーター）、市建設部へ道路、川などのあぶない所を知らせる ・自由に移動できるバス路線や車イス対応バスを整備してほしい ・障がい者マップを作成する ・住宅の新築・改築・車の購入の補助金を出す <p>○地域活動への参加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動等の参加の場を増やし、企業などにもアピールする例として、七宝焼などを障がいを持つ人につくってもらい販売する

テーマ	主な意見
同和問題	<p>○同和問題に対する理解について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題を難しい問題として考えすぎている ・同和問題などに対しても、正しい理解をもつことが必要であり、根気よく続けていくことが重要である ・旧甚目寺で人権保育の指針があった ・毎年講演会があれば、話題になる ・人権教育による正しい理解を促すことが重要 ・子どもと大人（親）にも人権教育を行う必要がある ・小中PTAの研修会で人権教育を取り込んでゆく ・人権作文・人権標語・かみくだいて、体験してもらって、説明する ・小中高校と段階的に少しずつ理解、周知してゆく（キャラバンの活動など） ・小中学校からの教育が重要である ・身分制度の歴史についても教育する ・根気よく、正しい理解を持つよう取り組みを続けてゆく <p>○結婚や就職での差別について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰がどういうことで困っているのかを理解する ・見知った人が声を上げる ・えせ同和行為などについて知らないことがつけ込まれる要因であり、知ることが拒否・排除できることにつながる
外国人の人権	<p>○外国人の生活について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の人権については、外国人に対する偏見や差別ということよりも、共に暮らすことに向けた環境づくりが重要である ・日本に来て、すぐに健康保険等に参加できないため不安である ・外国人も町内会（自治会）に入ってもらう ・市が外国人の自治会参加のモデル地区を小学校区程度で設定して取り組む ・絵で見てわかる外国人用のパンフレット等を作成 ・外国人向けソーシャルワーカーを登録する ・外国語表示の案内板を設置する ・参政権市民権など制度的に外国人も平等にする <p>○国際交流について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界に通用する日本人になる（行動力、意識） ・国際交流協会など、外国人との交流の場を多くもつ ・コミュニティ広場で日本語教育をする
インターネットに関する人権	<p>○情報教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親からの教育 ・学校での指導（小学校での道徳の時間に啓発活動をする） ・インターネットの正しい使い方や便利な使い方について地域で勉強会を実施する <p>○情報発信者への監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の構築。津島警察署やインターネットポリスなどと連携できる行政の担当課があるとよい ・行政で罰則など定める（市条例など） ・警察署やインターネットポリスなどと連携できる部署を市行政につくる

テーマ	主な意見
<p>さまざまな人権</p>	<p>○刑を終えて出所した人の人権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刑を終えた人を市民として理解することが大切 ・予断と偏見をもたない ・出所した人を保障する機関がほしい ・相談窓口があれば良い（相談窓口を行政に設置してほしい） <p>○犯罪被害者の人権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・興味本意の噂を流さない ・正しい情報により判断する ・日常的に相談窓口を行政に設置してほしい <p>○性同一性障害の人権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校でビデオを映し、子どもに理解してもらう ・障がいという名称が付かない名前に変更すべき <p>○ホームレスの人権について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度の活用など生活基盤の安定を支援する ・缶の収集などの禁止等を啓発する

【市民ワークショップの様子】



(3) 条例制定までの流れ

あま市人権施策の基本的在り方及び人権尊重のまちづくりを目指すため、「人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、市と市民及び事業者が、それぞれの立場で役割を果たし、より意欲的に人権尊重の社会の実現に寄与することを目指して取組んでいくものであることから、「人権尊重のまちづくり」という言葉をキーワードにし、「あま市人権尊重のまちづくり条例」となりました。

【条例制定の目的】

あま市が推進する人権尊重のまちづくりに関し、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策の基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的としています。

【条例制定までの流れ】



(4) 「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」策定の市民意見募集結果

「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」の策定に対する意見を以下のとおり募集しました。

【募集期間】

平成 24 年 2 月 1 日（水）から平成 24 年 3 月 1 日（木）

【計画素案の閲覧場所】

以下の場所にて閲覧（土・日・祝日を除く。午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

- 本庁舎 1 階 人権推進課
- 七宝庁舎 1 階 七宝市民サービスセンター
- 甚目寺庁舎 1 階 甚目寺市民サービスセンター
- ※市ウェブサイトでも閲覧できます

【意見を提出できる方】

- 市内に住所を有する方
- 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- パブリックコメント手続に係る施策に利害関係を有する方

【意見の提出先】

- 持参の場合 市役所本庁舎人権推進課、又は七宝、甚目寺市民サービスセンター
- 郵送の場合 〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1 あま市役所人権推進課宛
- FAX の場合 052-441-8330 人権推進課宛
- 電子メールの場合 jinken_jinken@city.ama.lg.jp

【募集結果】

- (1) 意見総数 4 名 10 件
- (2) 項目別内訳

項 目	件 数
第 1 章 2 国内の動き	1 件
第 4 章 4 障がいのある人	1 件
第 4 章 5 同和問題	2 件
第 5 章 3 行動計画の進行管理	1 件
全 般	5 件
合 計	10 件

4 用語解説

【五十音順】

<あ行>

アイヌの人々

アイヌは、日本列島北部に先住してきた独自の言語と文化をもつ民族である。平成9年（1997年）7月に施行された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ新法）では、「アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興ならびにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び知識の啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする。」とされている。

あま市小中学校人権教育研究会

あま市の小中学校の教職員をもって構成し、人権教育に関する調査・研究を行い、教職員の人権教育に対する理解と認識を深め、もって小中学校における人権教育の推進・充実に資することを目的とする。

あま市虐待等防止ネットワーク協議会

児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法等により、市町村が虐待等に対する通告先として位置付けられているため、あま市では「あま市虐待等防止ネットワーク協議会」を設置している。児童、配偶者、障害児・者、高齢者への虐待及び家庭内暴力の問題について地域住民及び関係機関と連携し、虐待等の発生の防止並びに虐待等を受けた者及びその家族の適切な保護及び支援体制について協議することを目的とする。

H I V

「ヒト免疫不全ウイルス」のこと。人の免疫細胞に感染し、免疫細胞を破壊して、後天的に免疫不全を発症させる。「エイズ」は HIV の感染により発症した後天性免疫不全症候群のことであるが、HIV 感染者が必ずしもエイズを発症するというわけではない。

えせ同和行為

あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装って不当な寄付を募ったり、義務なきことを要求する行為のことをいう。

<か行>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

平成11年（1999年）4月に施行され、従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の3つを統合し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する措置を定めた法律である。その後の平成19年（2007年）4月に「結核予防法」も統合し、「人権尊重」や「最小限度の措置の原則」を明記するなどの改正がなされた。

同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策

同和対策については、昭和40年（1965年）8月の同和対策審議会答申において、同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策が示され、当面の課題の一つとして、同和問題の根本的解決と同和対策の効率的な実施のための長期計画策定の必要性がうたわれたが、さらにこれを引き継いで、昭和42年（1967年）2月には、同和対策協議会より同和対策長期計画の策定方針に関する意見が提出されるに至った。

各省においては、これらの意見の趣旨に沿い、新たに長期計画を策定するため、昭和42年度（1967年度）において全国同和地区について基礎調査を、また抽出地区について、同和対策協議会の委員、専門委員等の協力による精密調査を実施し、この結果を基礎として同和対策長期計画を策定した。

北朝鮮当局による拉致被害者等

昭和45年（1970年）頃から昭和55年（80年）頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発し、現在、17名が日本政府によって拉致被害者として認定している。平成14年（2002年）9月に北朝鮮は日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国したものの、その後の進展はなく、平成18年（2006年）6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、拉致問題に関する国民世論の啓発を図ることが国及び地方公共団体の責務となった。

協働

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。例えば、地域の問題・課題の解決に向けて、行政や地域住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをいう。

刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人であることを理由に、就職をはじめ社会復帰の機会から排除することは、人権にかかわる問題です。国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を今後も積極的に推進する必要がある。」としている。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利の擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、②市民的及び政治的権利に関する国際規約、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つから構成される人権規約で、昭和41年（1966年）の国連総会で採択された。わが国は、①及び②の2つの規約について、昭和54年（1979年）に批准している。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、男女は初めからその役割が異なり生き方があらかじめ決まっているという考え方や、そのような役割を期待すること。

<さ行>

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

平成 11 年（1999 年）11 月に施行し、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とした法律である。

児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）

平成 12 年（2000 年）11 月に施行し、児童虐待が児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律である。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元年（1989 年）に国連で採択し、日本は平成 6 年（1994 年）4 月に批准している。①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適切な措置をとることが盛り込まれている。

児童福祉週間

昭和 22 年（1947 年）以来実施され、厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会及び（財）こども未来財団が主唱するもので、児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるためのものであり、こどもの日の5月5日から1週間がこれに当たる。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

平成 23 年（2011 年）6 月に成立し、平成 24 年（2012 年）10 月に施行される。障がいのある人に対する虐待が障がいのある人の尊厳を害し、障がいのある人の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、障がいのある人に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止等に関する国等の責務等を規定した法律である。

障害者基本法の一部改正

昭和 45 年（1970 年）5 月に施行され、平成 16 年（2004 年）6 月に一部改正され、障がい者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障がい者に対して障がいや理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定し、都道府県及び市町村に障がい者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務付け、中央障害者施策推進協議会を創設するなどが改正された。

女性のエンパワメント

一人ひとりの女性が自らの意識と能力を高め、自立した個人として社会的な責任を分担できる力をつけることをいう。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権擁護推進審議会の答申を受け、平成 12 年（2000 年）12 月に制定され、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた法律である。

人権教育・啓発に関する基本計画

平成 14 年（2002 年）3 月に、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）第 7 条の規定に基づき、法務省及び文部科学省が中心となって策定した計画である。国の人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進施策についての指針が示されている。

人権教育のための国連 10 年

平成 6 年（1994 年）の第 49 回国連総会において、世界的な規模で人権に対する理解が深まり、人権という普遍的文化が構築されることを目指して、平成 7 年（1995 年）から平成 16 年（2004 年）までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議された。この期間において、各国に対して、国内行動計画の策定や、あらゆる学習の場における人権教育の推進などが求められた。日本においては、平成 7 年（1995 年）12 月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」が設置され、平成 9 年（1997 年）7 月には、国内行動計画が策定された。

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

政府は平成 7 年（1995 年）、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連 10 年推進本部」を設け、平成 9 年（1997 年）に、国内行動計画を策定した。この計画では、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者等、刑を終えて出所した人などに対する人権課題を重要課題と位置づけ、人権教育の推進に取り組んできた。

人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連 10 年（平成 7 年（1995 年）～平成 16 年（2004 年）」の終了をうけ、平成 16 年（2004 年）4 月、第 59 回国連人権委員会において「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連 10 年フォローアップ決議」が無投票で採択された。「人権教育のための世界計画」は、終了時限を設けずに 3 年ごとの段階及び行動計画を策定し、第一段階（平成 17 年（2005 年）～平成 19 年（2007 年））は初等中等教育に焦点をあてることとなり、平成 21 年（2009 年）10 月の第 12 回人権理事会において、第二段階（平成 22 年（2010 年）～平成 26 年（2014 年））では高等教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムに焦点をあてることとなった。

人権週間

昭和 23 年（1948 年）12 月、第 3 回国連総会において「世界人権宣言」が採択された 12 月 10 日を「人権デー」と定めた。日本では、12 月 4 日から 12 月 10 日までの 1 週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権擁護施策推進法

「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）が期限切れになるために、平成 9 年（1997 年）3 月から施行された 5 年の時限立法である。人権擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにし、人権擁護に資することを目的としている。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、平成 11 年（1999 年）7 月に人権教育・啓発の基本的事項について、平成 13 年（2001 年）5 月には人権が侵害された場合における人権救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

人身取引被害者

人身取引は「トラフィッキング」とも言われ、国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいう。日本は、平成 16 年（2004 年）12 月に「人身取引対策行動計画」を策定し、「人身取引の防止・撲滅、被害者の保護」に取り組むこととした。

ストーカー規制法

平成 12 年（2000 年）11 月に施行され、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資するための法律である。

性的指向

恋愛や性愛の対象としてどのような性別を求めるとのこと。異性愛、同性愛、両性愛など。

性同一性障がい

生物学的には男性か女性のいずれかに正常に属していながら、自分の身体的な性別を受容できず、人格的には反対の性であることのほうが自然と確信している状態。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障害のある人など、判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいう。民法上では、従来、禁治産、準禁治産という2つの類型が設けられたが、平成12年（2000年）の民法の改正により、軽度の痴呆等に対応する補助類型や任意後見制度などが創設され、これまでよりも利用しやすい制度となった。

世界エイズデー

WHO（世界保健機構）は、昭和63年（1988年）に世界的レベルでのエイズ蔓延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱している。平成8年（1996年）より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっている。日本においても12月1日を中心にエイズについて正しい知識を身につけてもらうためのキャンペーン活動を開催している。

世界人権宣言

昭和23年（1948年）12月、第3回国連総会において採択された国際的な人権宣言である。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。採択日の12月10日を「人権デー」と定め、日本では12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」という意味で用いられ、相手を不快にさせる性的言動を指す。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示等、様々な態様のものが含まれる。相手を不快にさせるという点では、女性だけが被害者に限定されるのではなく、男性も被害者になりうる。

<た行>

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができるように、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる社会のこと。

男女雇用機会均等法

昭和61年（1986年）4月に施行され、職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律である。平成9年（1997年）の全面改正を経て、平成19年（2007年）に再改正された。改正点としては、表面上は差別に見えない慣行や基準が実際には一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく、男性へのセクハラ防止対策を企業へ義務づけるなどが挙げられる。

地域活動支援センター

地域活動支援センターとは、障害者自立支援法によって定められた、障がいによって働く事が困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設である。

同和対策事業特別措置法

昭和44年（1969年）7月に制定された10年を期限とする時限立法。同和地区における経済力の培養、住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とし、国および地方公共団体が実施すべき諸々の事業を掲げている。法成立により、国および地方公共団体は同和対策事業を迅速かつ計画的に行うことが法的に義務づけられた。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

（プロバイダ責任法）

平成14年（2002年）5月に施行され、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等）の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利を定めた法律である。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人などの親密な関係にある人、またはあった人から受けるさまざまな暴力行為。肉体的暴力のみならず、言葉の暴力、性的暴力、社会的暴力（交友の制限など）、物の破壊、経済的暴力（お金を渡さない）なども含めて考える。

<な行>

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施主体となり、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。援助の内容は福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等となっている。

認知症

後天的な脳の器質的障がいにより、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいう。

ノーマライゼーション

障がい者を特別に扱うのではなく、一般の社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に助け合って生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がい者の処遇に関して唱え、世界へ広まった障がい者福祉の重要な理念である。

<は行>

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

平成 13 年（2001 年）10 月に施行され、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することを定めた法律である。平成 19 年（2007 年）には、①市町村基本計画の策定の努力義務、②保護命令制度の拡充、③配偶者暴力相談支援センターに関する改正、④裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知の改正がなされ、平成 20 年（2008 年）に施行されている。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語で、建物内の段差等の物理的障壁の除去を意味するが、より広く、障がい者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をいう意味でも用いられている。

犯罪被害者等

他人の犯罪により被害を受けた者。特に死亡した者、または重障害を受けた者については、昭和 55 年（1980 年）制定の犯罪被害者等給付金支給法により、本人またはその遺族は国より一定の給付金を支給される。

ハンセン病

「らい菌」によって主に皮膚や末梢神経が侵される慢性の細菌感染症。感染力は極めて弱く、現在では治療法が確立され、適切な治療により完治する。

ハンセン病を正しく理解する週間

厚生労働省は、ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、病気の予防と患者の救済に特別の関心を寄せられた貞明皇后のご誕生日である 6 月 25 日を含めた週の日曜日から土曜日までを「ハンセン病を正しく理解する週間」として、各種啓発活動を実施している。

プロバイダ

「インターネットサービスプロバイダ」の略称。インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者のこと。

保育所保育指針

昭和40年（1965年）に制定され、厚生労働省が告示する保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関する運営に関する事項を定めた指針である。平成2年（1990年）、平成11年（1999年）の改定を経て、平成20年（2008年）に3度目の改定が行われた。

ホームレス

都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設をゆえなく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者を言う。平成14年（2002年）8月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることの防止、ホームレスの人権に配慮することにより、ホームレスに関する問題の解決を図ることを定めた。

ボランティア

自発的な意思に基づき、報酬を目的とせず、自分の持つ能力、経験を活かして社会に寄与すること。また多くの人々と協力しながら行うことで、人と人とのつながりが生まれる。

<や行>

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方。

<ら行>

リーマンショック

アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻（平成20年（2008年）9月15日）が引き金となった世界的な金融危機および世界同時不況。世界の大部分の国の株式相場が暴落し、金融システム不安から国際的な金融収縮が起きた。

<わ行>

ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。このことは「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。女性の社会進出、家族形態の多様化、労働者の意識の変化、少子高齢化等を背景に企業の取り組みや政策面での対応が徐々に進みつつある。

あま市人権尊重のまちづくり行動計画

発行年月：平成24年（2012年）3月

編集・発行：あま市企画財政部人権推進課

〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18番地1

電話：052-444-1001（代表）

FAX：052-441-8330

<http://www.city.ama.aichi.jp/>

E-mail：jinken_jinken@city.ama.lg.jp